

令和2年3月12日

◎今城委員長 それでは、ただいまから総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日の委員会は、きのうに引き続き「付託事件の審査等について」であります。

《会計管理局》

◎今城委員長 初めに、会計管理局について行います。それでは、議案について局長の総括説明を求めます。なお、局長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中村会計管理者兼会計管理局長 今議会に提出しております会計管理局所管の議案は、令和2年度高知県一般会計予算など予算関係議案の9件です。

まず初めに、令和2年度当初予算につきまして、お手元の資料②議案説明書(当初予算)の582ページをお開きください。

会計管理局一般会計の予算総括表です。令和2年度の欄をごらんください。会計管理課が3億3,844万8,000円と、対前年度1.3%の増。その下の総務事務センターは5億2,473万1,000円で、対前年度20.6%の増となっております。会計管理局全体では8億6,317万9,000円、対前年度12.2%の増となっております。引き続き、適正な会計事務の執行と効率的な事務の推進に取り組んでまいります。

次に、757ページです。会計管理局では、表の1番上、収入証紙等管理から5番目の会計事務集中管理までの5つの特別会計を設けております。会計管理局の令和2年度当初予算案につきましては以上です。

続きまして、令和元年度補正予算につきまして御説明をします。資料④議案説明書(補正予算)の298ページをお開きください。

今回、一般会計で300万円の減額をお願いするもので、これは総務事務センターの事務費等の減によるものです。

続きまして、361ページの用品等調達特別会計は所要見込み額の減によりまして、総務事務センターで3億140万円の減額をするものです。

最後に、364ページ、会計事務集中管理特別会計です。こちらでも所要見込み額の減によりまして3億8,300万円の減額をするものです。

令和元年度補正予算案につきましては以上です。当初予算、補正予算の詳細につきましては、各課長から説明をします。私からの説明は以上です。

◎今城委員長 続いて所管課の説明を求めます。

〈会計管理課〉

◎今城委員長 まず、会計管理課の説明を求めます。

◎行宗会計管理課長兼会計支援推進監 会計管理課の令和2年度の一般会計及び特別会計

の当初予算案につきまして御説明いたしますので、手元の資料②議案説明書（当初予算）の583ページをお開きください。

まず、一般会計の歳入予算案です。中ほどの節欄区分の上から3行目の（1）支払未済資金は、自動車税等の還付金を、債権者に対して送金通知書により支払いを行ったものの中で、金融機関への送金後、受領されないまま1年を経過した未払いの資金について歳入に受け入れるものです。

次に、584ページ、1会計管理費のうち、主なものにつきまして右側の説明欄に沿って御説明いたします。

まず、2会計管理費は、歳入歳出予算等の執行に伴う出納事務や、各所属の会計事務が円滑かつ適正に行われますよう支援し、また確認するための検収や検査、決算の調製などに要する経費です。

上から2番目の金融機関調査委託料は、公金の保管、運用を安全に行うために、公金を預け入れる金融機関や証券会社の経営状況の調査を専門機関に委託して行うものです。

次の財務会計システム運用等委託料は、財務会計事務を効率的に行うため、財務会計システムの運用保守管理等を委託するものです。

事務費の主なものとしましては、会計管理局の会計年度任用職員の報酬、コピー代などの庶務経費のほか、指定金融機関等に対する公金収納事務の取扱手数料や県証紙の印刷経費などです。

次の3収入証紙等管理特別会計繰出金は、特別会計で管理をしております収入証紙の経理を行う上で、一般財源で手当てする必要がある、証紙売りさばき手数料について必要な繰り出しを行うものです。一般会計については以上です。

次に、特別会計について御説明をいたします。同じ資料の762ページ、収入証紙等管理特別会計の歳入予算の案です。節欄の区分の上から3行目（1）一般会計繰入金は、先ほど御説明いたしました一般会計から繰り出したものを受け入れるものです。

その下の（2）証紙売りさばき収入は、売りさばき人が県に支払う証紙代金です。

次の763ページの歳出予算案ですが、右端の説明欄の1償還金は、証紙を購入された方が使用する見込みがなくなった場合などに、証紙と引きかえに証紙購入代金をお返しするものです。

次の2一般会計繰出金は、各所属に使用料・手数料として納付された証紙を、各所属が一般会計の歳入処理として行った収入調定に対して、払い出しを行うものです。

当初予算案の説明は以上です。なお、令和元年度補正予算につきましては該当はございません。以上で説明を終わります。

◎今城委員長 それでは、質疑を行います。

（なし）

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で会計管理課を終わります。

〈総務事務センター〉

◎今城委員長 次に、総務事務センターの説明を求めます。

◎岡村総務事務センター課長 初めに、一般会計及び特別会計の令和2年度当初予算案について御説明をします。お手元の資料②議案説明書（当初予算）の585ページをお開きください。

一般会計の令和2年度当初予算の歳入予算案です。上から3行目の1総務費負担金の総務事務センター費負担金は、当課が所管しております総務事務集中化システムの運用保守と、旅費事務センターの運営費の委託に要する経費のうち、会計の異なる公営企業局にかかる金額を負担金として受け入れるものです。

次に、1番下の18会計管理局収入の総務事務センター収入は、職員の各種手当の過払いに係る返還などの受け入れを見込んでおります。

次の586ページ、総務事務センター費の歳出予算案のうち、主なものにつきまして右側の説明欄に沿って御説明します。

まず、2の総務事務センター費です。1つ目の物品管理システム運用保守等委託料は、本庁における物品等の調達や本庁と出先機関の備品の管理などを行っている物品管理システムの運用保守に要する経費です。来年度は通常の運用保守に加えまして、メールソフト等のサポート切れに伴う電子調達システムの改修に係る経費を計上しております。

2つ目の総務事務集中化システム運用保守委託料は、会計年度任用職員の雇用の離職の手続を初め、諸手当の認定や年末調整の実施、光熱水費などの共通経費の支払いを集中処理している総務事務集中化システムの運用保守に係る経費です。

次の旅費事務センター運営委託料は、職員等の出張において、旅程の作成からチケットの依頼、支払いまでの事務処理を行っております旅費事務センターの運営を委託しようとするものです。委託期間は令和2年4月から令和4年6月としており、別途債務負担行為を計上しております。

続きまして、新旅費システム再構築委託料です。平成18年に運用開始いたしました旅費システムの老朽化やサーバーOSのサポートが終了することから、令和4年3月の運用開始を目指し、新たに旅費システムの再構築を委託しようとするものです。委託期間は令和2年度、3年度の2カ年とし、公募型のプロポーザルによる契約を考えています。

次の総務事務委託料は総務事務センターが集中処理を行っております総務事務の一部を平成29年10月から外部に委託しておりまして、現在の契約期間に引き続き令和2年10月から令和5年9月までの3年間の総務事務を委託しようとするものです。

次に、一番下の事務費です。主なものとしまして、会計年度任用職員の報酬や公用車の

任意保険料、災害対策活動に従事する職員用の食料と飲料水の備蓄に要する経費などです。

588ページをごらんください。先ほど御説明いたしました3つの委託料の翌年度以降の債務負担行為に係る支出予定額を計上しております。

続きまして、特別会計の歳出予算案を御説明しますので、同じ資料の766ページをお開きください。

総務事務センターは4つの特別会計を所管しております。

まず、給与等集中管理特別会計です。知事部局の職員、県立学校、小中学校の教員、警察官の給料等を支給するための特別会計として、各課が一般会計に計上した予算を積み上げております。この後、御説明いたします3つの特別会計も同様ですが、各課からの公金振りかえによる諸収入を財源としています。

次に、769ページの旅費集中管理特別会計は、職員等の旅費を集中的に支払うための特別会計です。財源は各課からの公金振りかえによる諸収入と公営企業局からの負担金となっております。

次に、772ページの用品等調達特別会計は、本庁各課、教育委員会等の事務局、公安委員会で必要な物品、印刷物等の調達や納付書や賞状など、調達に時間がかかる定例様式の在庫用品の管理を集中的に行うために設けた特別会計です。

次に、775ページの会計事務集中管理特別会計は、会計年度任用職員の報酬、手当や公共料金、コピー料金など共通経費の支払いを集中的に処理するための特別会計で、財源は各課からの公金振りかえと公営企業局からの負担金となっております。

当初予算の説明は以上です。

続きまして、2月補正予算案につきまして御説明をしますので、資料④議案説明書（補正予算）の299ページをお開きください。

一般会計の2月補正予算案です。総務事務センター費として300万円の減額補正です。電子調達による職員用備蓄物資の購入残額と、公用車の自動車任意保険に係る入札残額をそれぞれ減額するものです。

次に、特別会計の2月補正予算案です。同じ資料の363ページ、用品等調達特別会計です。

当課が各課にかわって行いました競争入札による入札残や、電子調達の予算残などについて減額を行うものです。

最後に、366ページの会計事務集中管理特別会計です。

各所属の臨時非常勤職員の雇用の状況や光熱水費などの共通経費の執行状況に合わせて不用額の減額を行うものです。

私からの説明は以上です。

◎今城委員長 質疑を行います。

◎米田委員 資料772ページの用品調達の予算ですけれども、昨年15億円で3億円減で12

億円で、ことし約10億円ということなのですが、その用品の調達は年度によって、多いとか少ないとかがあるのかと。結局、去年の予算からいうと15億円が実質、入札残とかいろいろあるにしても、12億円になって、新しい年度は約10億円という点で違いの要因は。

◎岡村総務事務センター課長 用品の特別会計ですけれども、大きく減っておりますのが備品購入費です。昨年度と比べまして約4億円の減額になっております。これは分析をいたしましたところ、公文書館の備品発注等が終わったことと、あとは野市の青少年センターの第3種公認の競技場の整備が終わったことに伴う減額と整理しております。

◎米田委員 滞りなく各課室の用品がちゃんとできておればいいんですけれども、いろんな施設の整備をしたときに、備品がいろいろ要するというのを除いて、通常の年は10億円前後で調達できているという理解でいいですか。

◎岡村総務事務センター課長 細かい分析はしておりませんが、特別会計は先ほど説明しましたように、各課の一般会計の積み上げで予算化しておりますので、その年度年度で県全体での事業ベース等の変動もあるかと思えます。

◎米田委員 それと586ページの旅費事務センターと総務事務の委託料、ずっと減っている団体、人数ですよ。何人分、例えば旅費事務センター、運営を委託しているわけですが。

◎岡村総務事務センター課長 まず、旅費事務センターの運営委託に係りまして担当、人件費ですけれども、スタッフ14名分の人件費を委託しております。もう一方、総務事務委託料は、9名の職員分の人件費を委託しております。

◎米田委員 それで、旅費事務センターは、新しくシステムを構築するということで、旅費事務センターができたときに県の職員が直接やっていたと思うんですけれども、3人分ぐらいのシステムをつくって、人を削減しながら、そういう一定の働きをしてきたと思うんですが、その当時のシステム構築費用と今回新たに再構築する、約1億円超えるんですけれども、どうしてそんなに違うのか、前回そんなに違ってなかったかなと思うんですが、経過はどうなんですか。

◎岡村総務事務センター課長 前回の総務旅費システムを構築したときの旅費事務の担当職員は5名削減をしております。費用の効果ですけれども、まず前回は当初の開発経費が約3,650万円、それから年度年度の改修費がございまして、合わせてシステム経費としては、9,047万円と把握しております。今回、2カ年合わせて2億円という金額になっておりますけれども、その内訳は、まず現在のシステム、旅程の作成から県内旅行業者への旅券の発注、支払いをシステムで行うという、そういった基本的な仕組みを変えず、さらに職員にアンケート調査を行いまして、さらに職員の負担を減らし、業務の効率化につながる機能の追加を考えております。

そういった現在の機能の維持とプラスアルファ最新OSへの対応、これが約2億円、それに、今申し上げました職員のさらなる効率化を図るシステムとする費用が約2,758万円に

なっております。

◎米田委員 前回の約9,000万円、それは運用とか保守の費用も入っているかと思うんですが、そうでないんですか。それで今回、約2億円するのに、いわゆる人の何人役ということからすると、それほど効果が上がっていない、前回ほど、5人分の効果ということではないように思うんですが、それはどうなんですか。

◎岡村総務事務センター課長 システム再構築の効果といたしましては、年間8,344万円を推計しております。3年間で約2億5,032万3,000円となりまして、2年間の再構築費用を上回ります。さらに10年間システムを利用した場合のトータルで考えますと、6億円を超える効果となるように試算をしております。

◎米田委員 さっき言われた現在のシステムで言ったら、年間5名分の働きをしている。それからいうと効果として、比較するのはなんですか、どんなになりますか。

◎岡村総務事務センター課長 もう既に5名の職員は減らして委託をしておりますので、直接の比較は難しいですけれども、やはり旅費システムをシステム化せずに昔のように各課でやるのは現実的ではなく、職員負担も考えますと、システム化は外せないことだと考えております。

◎米田委員 前回、そのシステムつくったときに、それまでおられた5人分の仕事をしたということ、人を減らして、そういう旅費事務をやれたよと。今回、そういう莫大な費用を投入して、現在からいうと、そういう効果から言うとどんなになるのかというのは、人数分であらわせますかね、既に出ているのか。

◎岡村総務事務センター課長 今回、職員側の作業を効率化するというものをピックアップいたしまして、業務の件数、それから削減できる時間等を計算いたしました時間を、行政サービスデジタル化推進計画で使っております年間労働時間で人役に換算いたしますと、約12人の削減効果が出ると試算しております。

◎米田委員 わかりました。この再構築は、きのうもあつたんですけども、設計するかそういうのはなくて、直接プロポでもらう方式をとったのはどうしてか。ほかのところ、データの新しく作りかえ、構築するに当たって、一遍設計費を二千数百万円を出してそれから、再構築を具体化してもらう作業をやりゆうところもあるんですよね。でも、今回、直接プロポをやって、再構築も直接そこにやってもらうのですよね。

◎岡村総務事務センター課長 先ほどお話も出ましたように、費用も大変大きいです。なので、県といたしまして透明性、公平性を確保する観点から、公募型のプロポーザルを考えております。やはり私どもが考えている以上に、システムに詳しい方のほうからこんな機能も追加できるという提案も、あわせていただけるのではないかと考えております。

◎米田委員 わかりました。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で総務事務センターを終わります。

以上で会計管理局を終わります。

《教育委員会》

◎今城委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。なお、教育長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 教育委員会です。議題の説明に先立ちまして、新型コロナウイルスに係ります学校等の対応について御報告をしたいと思います。県教育委員会といたしましては、何よりも、子供たちの健康、安全の確保、そして、感染の流行を早期に収束させるため、国の要請を踏まえつつ、休校の影響についての軽減策の検討や、休業期間に向けた児童生徒への指導などの一定の準備を整えた上で、県立学校におきましては、今月4日から一斉休業を行うとともに、市町村立学校についても同様の対応を各市町村教育長に依頼をいたしまして、それぞれ今月2日から6日までの間に臨時休業が開始をされているところです。合わせて、県立特別支援学校では、自宅で過ごすことが難しい児童生徒について、寄宿舎やスクールバスの利用も含めまして、個別に学校で受け入れることといたしました。各市町村においても、放課後児童クラブ等の活用や、県立特別支援学校のような、学校において受け入れるなど子供の居場所の確保を行っていただいております。

また、オーテピアや高知城懐徳館など社会教育施設等につきましても、感染拡大の防止を図る観点から順次休館としております。さらには、3月4日に県内の小学生への感染が確認されたことを受けまして、当該小学校に対し、児童や保護者などの心のケアを行うため、スクールカウンセラーの派遣を行っております。

教育委員会としましては、引き続き関係機関と緊密に連携をしながら、必要な対策を迅速かつ的確に講じてまいります。詳細につきましては、後ほど教育政策課長から御説明をします。

それでは、議案の説明をします。教育委員会所管の議案は、令和2年度高知県一般会計予算など予算議案が4件と条例その他議案が1件です。

まず、令和2年度当初予算について御説明をいたしますので、総務委員会議案説明資料の1ページをごらんください。

令和2年度当初予算の総括表です。一般会計予算につきましては総額が894億6,455万円で、令和元年度当初予算額と比較しますと、2億2,811万9,000円の減額。前年度比が99.7%となっております。このうち、教職員の給与や退職手当などの人件費につきましては、698億2,000万円余りで、前年度比から約2億5,000万円の減額、0.4%のマイナス。人件費を除いた、いわゆる政策的な予算としましては、196億3,000万円余りとなっております、約2,500万円の増額となっております。

人件費を除きます予算の主な増減項目につきましては、下の表をごらんください。

まず、増額の主な要因は、一番上にございますが、県立高等学校再編振興計画に基づいて、統合を進めております東部地域拠点校などの施設整備に係る費用などです。

下段の減額の主な要因は病弱の特別支援学校、江の口特別支援学校になりますけども、これの新しい施設整備が一定進んだことによるものなどです。

上の総括表にお戻りいただきまして、特別会計です。高等学校等奨学金特別会計予算は、2億4,000万円余りを計上しております。

次に、3ページです。来年度4月からの第2期の教育大綱及び第3期高知県教育振興基本計画の施策体系案に沿って、令和2年度教育委員会予算のポイントをまとめております。この予算のポイントに沿って、令和2年度当初予算、合わせて国の経済対策に対応した2月補正予算の主な内容について御説明をします。

まず、左上1番のチーム学校の推進です。上段のチーム学校の基礎となる組織力の強化のうち、小中学校については、組織力向上推進事業といたしまして、複数の教員が学年をまたがって同じ教科を担当する教科の縦持ちや、小規模校における教科の枠を超えた学び合いの取り組みを、全ての中学校で行うとともに、急増しております若年教員の育成のため、メンター制を取り入れたOJTの活性化により、組織的な人材育成や授業改善の仕組みを構築いたします。

また、高等学校につきましては、学校支援チームによる学校への訪問指導を通じて、学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理や授業改善を支援してまいります。

下段のチーム学校の推進による教育の質の向上では、小中学校における取り組みとしましては「高知の授業の未来を創る」推進プロジェクト事業としまして、来年度から新学習指導要領が順次全面実施されることを踏まえて、主体的・対話的で深い学びの視点からの学習指導方法の改善や、カリキュラムマネジメントを推進するとともに、各教科等におきます授業づくり効果の取り組みを拡充してまいります。

また、高等学校では、D3層対策も含め、学校のマネジメント力を高めることによりまして、チーム学校づくりを推進し、多様な進路を希望する生徒へのよりきめ細かな組織的・体系的な指導体制を構築してまいります。

次に、2番の厳しい環境にある子供への支援や子供の多様性に応じた教育の充実です。

上段にあります多様な課題を抱える子供への支援の充実としましては、学力の未定着や不登校、いじめなどさまざまな課題を抱える子供たちを支えるために、就学前から高校まで、各段階で切れ目のない支援を行ってまいります。

また、来年度は心の教育センターの相談支援の充実としまして、不登校を初めとする多様な相談に幅広く対応できるように、この心の教育センターの日曜日の開所を実施しますとともに、県東部、西部地域にサテライト機能を整備いたします。

下段の特別支援教育の充実では、発達障害などの特別な支援を要する幼児、児童生徒に対しまして医師などの外部専門家を園、学校に随時派遣するとともに、県内全ての保育者を対象にしまして、特別な支援を要する子供の理解を含める悉皆研修を実施いたします。

次に、3番のデジタル社会に向けた教育の推進です。上段の先端技術の活用による学びの個別最適化といたしまして、遠隔教育システムを活用し、中山間地域の小規模高校10校に対して、単位認定ができる授業を配信してまいります。

また、高等学校においては、Edtechを活用し、Edtechというのは、エデュケーションとテクノロジーという、この二つの言葉を合わせた言葉です。Edtechを活用し、効果的な指導や学習意欲の喚起など、個人個人に応じた最適な教育の実現に向けた研究開発を進めてまいります。さらには、それらを支えるICT環境を整備するために、国の事業を活用しまして、高速かつ大容量の通信ネットワークに対応できる校内無線LANを県立学校に整備しますとともに、県立中学校と特別支援学校に1人1台タブレットを計画的に整備するための予算を2月補正で計上しております。

下段の創造性を育む教育の充実としましては、小学校におけますプログラミング教育を推進していくため、全ての情報教育担当教職員を対象とした研修を行うほか、高等学校におきましては、県内大学と連携して、高度な教育プログラムの研究を進めてまいります。

次に、4番の地域との連携・協働です。上段の中山間地域を初めとする各地域の教育の振興では、県立高等学校再編振興計画後期実施計画に基づきまして、中山間地域などの高等学校について、地元市町村や大学などの外部機関との連携による、魅力ある学校づくりに向けた取り組みを支援してまいります。

下段の学校・家庭・地域の連携協働の推進としましては、地域学校協働本部やコミュニティスクールの導入促進に向けて取り組みますとともに、放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に推進しまして、子供たちの安全安心な居場所づくりを進めてまいります。

次に、5番の就学前教育の充実です。上段の就学前教育の充実・保育の質の向上では、どこにいても質も高い教育・保育を受けられる環境をつくるため、保育者のさらなる指導力の向上、保幼小の円滑な連携接続の推進、保護者の子育て力の向上に取り組めます。

下段の親育ち支援の充実では、就学前の健診時における保護者への講話の実施や、基本的な生活習慣向上に向けた取り組みなどによりまして、保護者の子育て力の向上を図ってまいります。

次に、6の生涯学び続ける環境づくりと安全・安心な教育基盤の確保です。上段の生涯にわたって学び地域社会に生かす環境づくりでは、若者の学び直しと自立支援や、公立中学校夜間学級の設置に向けた取り組みなどを進めてまいります。

中段の文化財の保存・活用では、高知城の石垣や建造物などの修理、防災施設の改修に向けた設計を実施いたします。また、旧陸軍歩兵第44連隊跡地については、策定しました

保存活用基本計画に基づきまして、土地取得に向けて手続きを進めてまいりますとともに、戦争体験者や遺族の方々の証言などの聞き取り調査を実施してまいります。

下段の児童生徒等の安全の確保では、市町村が行う登下校時の見守り活動の体制整備等に対する支援を行いまして、児童生徒等の安全確保を進めるとともに、老朽化している施設について、長寿命化改修を実施いたします。

次に、下段左側になります。6つの基本方針に横断的にかかわる項目の1つ目としまして、不登校への総合的な対応と記載をしております。

左側の不登校の未然防止と初期対応としては、全ての小中学校に新たに不登校担当の教員を位置づけまして、校務支援システムの効果的な運用から、校内支援会につなげる組織的対応力の強化を図りますとともに、不登校児童生徒が多い学校へのスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置時間数をふやすなど弾力的な配置を行いまして、専門的な知識や経験に基づいたアセスメントを推進してまいります。

また、その右側の社会的自立に向けた支援の充実としましては、市町村の教育支援センターの支援力強化を図るため、心の教育センターによる職員への研修や訪問による助言などを強化するとともに、教育支援センターの学習指導の充実を図るため、モデル地域を指定しまして、個々の状況に応じた学習指導計画の策定などを行い、その成果を県内に普及してまいります。

次に、もう一つの横断的な取り組みといたしまして、学校における働き方改革の推進を挙げております。学校組織マネジメント力の向上と教職員の意識改革、業務の効率化・削減、そして専門スタッフ、外部人材の活用の三つの柱のもと、教員の事務的業務を補助する校務支援員や、顧問にかわり単独で部活動の指導引率が可能な部活動指導員など、外部人材の配置拡大を進めますほか、教職員一人一人の働き方に対する意識改革など、子供と向き合う時間の確保や、教職員の業務負担の軽減に向けまして、学校や市町村教育委員会などと連携しながら取り組んでまいります。

以上が令和2年度当初予算案の概要です。以下4ページから17ページの取り組みの詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をします。

ここで、令和2年度の教育委員会事務局の組織改正について、あわせて御説明しますので、資料の18ページをごらんください。

まず、知につきましてpoint1にありますように、学力向上に向けた取り組みの推進としまして、教員が主体的・協働的に授業づくりのプロセスを学ぶことができる授業づくり講座、これの拡充等によりまして、小・中学校における主体的・対話的で深い学びの実現に向けた学習指導方法の改善やカリキュラム・マネジメントの充実を図るため、各教育事務所に指導主事を1名増員するとともに、高等学校課の学校支援チームに理科の指導主事を1名増員しまして、授業改善の取り組みを強化いたします。

また、point 2 のとおり、ICTやAIを活用した教育の推進に向けて、高等学校課の指導主事を1名増員しまして、ICTやAIを活用した新たな教育手法への開発・普及を図ってまいります。

次に徳の分野ですが、徳の分野のpoint 1 にありますように、多様な課題を抱える子供たちへの支援の充実としまして、人権教育課を人権教育・児童生徒課に名称変更し、生徒指導の充実や、不登校などの児童生徒への支援を積極的に推進してまいります。

また、先ほど御説明いたしました、県東部及び西部に心の教育センターのサテライト機能を整備するとともに、日曜日の開所を実施してまいります。

point 2 としまして、令和3年度に予定しております中学校夜間学級設置に向けた準備の推進のため、高等学校課に指導主事2名を増員いたします。

次に体につきましては、令和4年度に四国4県で合同開催となっております全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイに向けました準備体制の強化のため、保健体育課に全国高等学校総合体育大会推進室を設置いたします。

最後に、横断的な取り組みとしまして、学校における働き方改革の推進のため、教職員・福利課に働き方改革推進担当の企画監を配置し、学校における働き方改革を推進してまいります。

なお、今回の組織改正、定数補正によりまして、所属数は本課12課、出先機関8カ所と増減はございません。職員数につきましては、今年度4月1日時点の431名から9名程度増員となりまして、440名程度を予定をしております。

続きまして、補正予算につきましては御説明をいたしますので、19ページをごらんください。一般会計補正予算につきましては、先ほど御説明をいたしました国の経済対策を活用した県立学校への校内無線LAN整備などの予算を計上している一方、認定こども園や、高台移転の施設整備補助におきまして、事業の取りやめや計画変更などがあつたことにより減額補正もあり、総額では1億1,000万円余りの減額となっております。

また、一番下になりますが、高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましては、奨学金の貸与者数が見込みを下回りましたことから、1億2,000万円余りを減額するものです。

それぞれの予算議案につきましては、後ほど、担当課長から御説明します。

続きまして、条例その他議案につきましては、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案の1件がございます。議案の内容につきましても、後ほど教職員・福利課長から御説明をします。

次に、報告事項です。冒頭に御説明いたしました新型コロナウイルスに係る学校等の対応のほかに、第2期教育等の振興に関する施策の大綱案及び第3期高知県教育振興基本計画案について、公立中学校夜間学級の開設に向けた検討状況について、非常勤寄宿舎指導員の不祥事についての3件です。それぞれ後ほど担当課長から御説明します。

最後に、教育委員会が所管する主な審議会等の12月議会以降の開催状況を説明します。審議会等と赤いインデックスがついた資料をごらんください。

高知県公立学校施設整備期成会、高知県幼保連携型認定こども園審議会、高知県産業教育審議会、高知県社会教育委員会、高知県文化財保護審議会、高知県いじめ問題対策連絡協議会をそれぞれ開催をいたしております。

私からの総括説明は以上です。

〈報告事項〉

◎**今城委員長** 続いて、教育委員会から新型コロナウイルスに係る学校等の対応について、報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

〈教育政策課〉

◎**今城委員長** それでは、新型コロナウイルスに係る学校等の対応について、教育政策課の説明を求めます。

◎**菅谷教育政策課長** 新型コロナウイルスに係る学校等の対応について御報告をします。お手元にお配りしています新型コロナウイルスに係る学校等の対応についての資料をごらんください。

2月27日に安倍総理大臣より、今が感染症の流行を早期に収束させるために極めて重要な時期であり、何より子供たちの健康安全のため、全国の小中高等学校及び特別支援学校の臨時休業を要請するとの方針が示されました。要請を踏まえまして県教委としては、3月2日及び3日を休業中の学習や生徒指導等のための準備期間とした上で、県立学校を3月4日から臨時休業とすることを決定し、2月28日に通知をしたところです。特別支援学校においては、保護者が仕事を休めない場合など、やむを得ない児童生徒について学校で受け入れることとし、スクールバスの運行等も行うこととしたところです。

また、市町村教育委員会に対して、国の要請を踏まえた臨時休業を依頼し、全ての市町村において、3月2日から3月6日までの間に臨時休業の措置が実施されております。

2月29日には、県内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されたことを受け、準備期間中の在校時間の短縮等について、県立学校及び各市町村教育委員会に対して検討を依頼しました。

また、臨時休業に伴い、非常勤講師等が担当しておりました授業がなくなってしまった場合の対応として、自宅で過ごすことが難しい児童が来校した際の学習指導や成績処理等のこれまでに実施した授業における指導の記録に関する業務など、通常業務に関連する業務に従事してもらうことで、勤務として扱うことができることを周知したところです。

続きまして、休業中の子供の居場所に関してです。自宅で過ごすことが困難な児童について、放課後児童クラブ等の活用による居場所の確保を各市町村に対して依頼するとともに、放課後児童クラブ等における体制が確保されるまでの間などに、学校で受け入れを行

う場合の参考として、県立の特別支援学校の対応や受け入れ時の対応例などを通知したところです。その後、放課後児童クラブなどの子供の居場所を確保する際に、感染症対策を徹底するため、国が示した衛生管理に係る留意事項を各市町村等に対して通知しております。

3つ目の休業中の活動についてです。休業中の活動については、期間中も学習活動が継続できるよう、県立学校の生徒に学習課題等を郵送しました。また、今回の臨時休業措置は、児童生徒にとって、これまで経験したことのないものであることから、心理的に動揺し、不安定になったりしている児童生徒を把握し、必要な支援が行えるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して対応に当たることを通知しております。さらに、休業中に児童生徒が風通しの悪い空間やイベントにできるだけ行かないよう指導することについて、国の通知の周知を図ったところです。あわせて臨時休業措置に伴って、子供の世話が必要な教員等に対する特別休暇の扱いや在宅勤務を認める場合等に係る通知を発出したところです。

これらのほか、県教委としましては、2月以降、感染防止の徹底等について累次にわたって通知を発出してまいりました。また、既に3月4日、5日の日程でA日程を実施した高校入試につきましても、当日に体調が悪い場合などは、医師の診断書を要せずにB日程に合わせて実施する追試験の受験を認めることなども通知してきたところです。

次に、社会教育施設等の扱いですが、臨時休業に伴いまして、閉鎖した空間に子供たちが密集するリスクが生じることから、オーテピア高知図書館等の社会教育施設や高知公園天守、懐徳館、青少年教育施設等についても一定期間の休館を実施しております。

また、先般、県内の小学校において、県内では初めての小学生の感染が確認されました。このことを踏まえまして県教委では、当該小学校へスクールカウンセラーを派遣し、児童や保護者等の心のケアを行う体制を強化したところです。県教委としましては、引き続き関係機関と緊密に連携しながら、子供の安全、健康を守るために必要な対応を図ってまいります。

私からの説明は以上です。

◎今城委員長 それでは、質疑を行います。

◎桑名委員 現場での対応、大変だったと思います。休校の時期の判断は、私は正しかったと思いますし、いろいろマスコミとか現場の対応では、現場が混乱しているとかいろんなことがあったと思いますが、それを一つずつ解決して休校判断って言ったら多分、きょうでもできていなかったと思います。やはり、こういったものは決めて、そして後から、先ほどあったような報告で対応できたということで、まだまだ混乱はあろうかと思いますが、それをしっかり聞いていただきたいと思います。

そして、一つ言いたいのは、小学生、中学生、高校生それぞれレベルがあると思うんで

すけれども、今こそ教育の時期なんですね。この当たり前じゃないことっていうものを、どのように教育に変えていくのか。先ほど、いろんな通知を各家庭に、メッセージを出しているというんですけれども、そういったことともう一つは、この時期どうやって過ごしていくのか。そこをどういうふうに教員が教えていくのかが、この時期には言葉が悪いですが、子供たちが伸びるきっかけになろうかと思うんです。そういったことを県教委は各教員にどのように伝えているのか、まだその部分には至っていないのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎菅谷教育政策課長 今御指摘いただきましたことについて、まずはこの3月2日、3日の準備期間につきましては、委員がおっしゃったようなところについて、まず教師の口から、子供たちにどうしてこういった措置をとらなければならないのか、また、休業期間中の意義を伝えるための時間として設定をし、県立学校がそうした対応をしたことによって、市町村もその多くが3月4日からの休業を決定したところです。

また、この期間について今後の教育的な意義につきましては、まず基本的には学習上のおくれ等につきましては、国からも次年度以降、そういったものをケアしていくように、この3月にできなかったことについて、次年度に振りかえてやるということについても通知が来ております。特に一番の趣旨になりますこうした期間をどのように活用していくか、現状ではまだ基本的な生活習慣ですとか、学習のおくれが生じないようにということの通知が、主たるところになっておりますけれども、今後また、学校によっては、卒業式等を感染予防を徹底しながら実施するところもございますので、そういった機会も通じながら、この期間をどのように活用していくのか、そういった趣旨についても、改めて説明をしていただけるようにしたいと考えております。

◎桑名委員 それぞれ教員の力量が試される時期であろうかと思っておりますので、そのところはやっぱり県教委もしっかり、皆さん方それぞれの教員が何をすべきなのか、何を子供たちに語ってあげるのかを、逆に指導していただきたいなと思っております。

◎大野委員 こういうときは日ごろ厳しい環境におる方たちが、余計厳しくなると思えます。例えば特別支援学校へ行かれています子供とか、あと、この間も質問させてもらったんですが、給食にものすごく栄養のウエイトが高い子供がいる。そういう方が学校などと離れることによって、物すごく大変な思いをしている。そこにしっかりとケアしていくことが大事だと思います。そのところ、情報は入っていないかもしれませんが、困っている方がたくさんおられるので、問題ない方もおりますが、こういうときこそ、しんどい人に寄り添ってもらって対応が学校の先生なんかにもお願いしたいと思っているので、そのことについてお願いします。

◎菅谷教育政策課長 今御指摘をいただきましたことについて、本会議でも教育長から答弁させていただきましたけれども、まず給食につきましても、基本的には弁当持参といっ

た対応ですが、黒潮町の例を御紹介したように、自治体のほうで、さまざまな工夫をしている取り組みも進んでおります。

また、子供の居場所につきましても、先ほどの特別支援学校につきましては、学校で受け入れをすることを説明し、そのほか、各市町村の状況も確認したところ、ほぼ全てのところで、学校ないしは放課後児童クラブ、子供教室、そういった機関において受け入れをいただいている。どうしても家にいることが難しい子供たちについては、そういったところでの受け入れ体制が整えられております。

一部、そういったところの開設がないところにつきましても、これは家庭訪問で個別に対応を図っておりますとか、また、これからニーズが出てくれば、また検討したいというような声も聞いているところですので、そういったところの徹底については、しっかり図ってまいりたいと考えております。

◎大野委員 それともう一つ、子供で感染された方がいたりした場合に、どういうことが想定されるのか、そこのあたりをお伺いしたいです。

◎菅谷教育政策課長 県内の感染、特に小学生の感染があったところにつきましては、これは福祉部局の保健所等から、まずはしっかりと、この感染症についての理解を深めること、そして周りの方々についても、しっかりと理解をしていただくことが重要になってまいりますので、そういった保健所からの説明も一定したところではあります。

今後につきましても、当該児童はもちろん、ほかの子供たちが混乱したり不安を抱えないように、先ほども触れさせていただきました、スクールカウンセラーが相談を受ける体制を整えております。また、保護者もさまざまな不安を抱えておりますので、そういったところも含めて、このスクールカウンセラーで相談を受け付けており、いろいろと実際の相談も入ってきていると聞いておりますので、そうしたところについては、しっかりきめ細かく対応を図ってまいりたいと考えております。

◎大野委員 対応が難しいところだとは思いますが、風評被害とか、そういうことがないように、人権に配慮した取り組みをしっかりとお願いしたいなと思っています。

◎山崎委員 関連して、私のほうからも、卒業式の対応なんですけれども、大体、高校も中学校も小学校も卒業生だけ。保護者も卒業生の保護者のみで、来賓は自粛してという形で縮小でも、やっぱりやってあげることが私も大賛成なんですけれども、心配なのが、先ほど大野委員からもありましたが、やっぱりそうなったときにマスクは着用するのがほとんどだと思えますけれども、厳しい家庭にある子供たちがマスクを買えなかったり、親がマスクを買っていなかったりというところ、マスクが今なかなか手に入りませんので、そういった子供が出るのだけは避けたいといえますか、学校行事として挙行しますので、保護者は感染が心配であれば参加しない選択肢があるんですけれども、学校行事としてやるならば、子供たちの分だけは何とかマスクは確保できていればいいと思います。小中学

校のことだと県の所管にならないかもしれませんが、そういった状況も把握しながら、高知市なんかは子供の分とか、防災対策から提供したりということがあるようなので、その辺の状況把握をされているのかどうか、今の段階でわかればお願いします。

◎黒瀬小中学校課長 小中学校の卒業式におきましては、いわゆる学校行事扱いにするかどうかという判断は、各市町村、または学校長の判断になるかと思います。しかしながら、今の聞き取りの中では、全て卒業証書授与式のような形の卒業式は実施しようということで取り組まれるところが、ほぼ全部の学校で、その方向性だと聞いております。

また、マスクの着用等については、実際、実施の中でどういう扱いをするかは、まだ決められてないところも多いと思いますので、そういうところは少し聞き取りをして、できる対応は市町村と一緒に考えていきたいと思っております。

◎山崎委員 もう中学校は13日がほとんどだと思いますので、なかなか間に合わないかもしれないですけども、本来は県がやるべきことじゃないかもしれないんですが、もし、どうしても対応が不可能なところがあれば、そういう子供たちがないように、県で支援できることがあれば、お願いしたいと要請します。

◎米田委員 今、課長から黒潮町の取り組み紹介されましたけれども、僕らもテレビでしか、よう見ていませんけれども、非常に子供たちの立場に立った町の役割を果たされていると思いますし、兄弟で3人の男の子が食事を楽しみにしていて、非常に大変な時期に光を見た感じもしたんです。今、課長も出されましたが、条件があるところは、できるだけそういうことを推奨する、紹介することも僕は県の教育委員会の役割ではないかなと、そこは独自に頑張って、勝手にやりなさいみたいなことではなく、やっぱりできるよいことは、推奨もし、支援もしていく姿勢が大事じゃないかなと思います。

今の子供のそういう食の健康を守るということと、今もう大問題になっているのが給食業者、それから、農産物生産者の方々も、現に続けて頑張っているということは、そういうことも含めての対応になっていますので、個別に配るのは大変で、あれは黒潮町独特の二百数十食の対応だと思うんですけども、少なくとも学校へ来られている方、子供の居場所づくりで学校を提供している側からしたら、そういうところも何か、広がるような検討もしていただきたいなと思うんです。教育委員会でも話題になっていると思うんですが、そこら辺どうですか。

◎伊藤教育長 議会でも答弁をいたしました。例えば調理員であるとか学校給食施設については、これは積極的に厚労省・文科省のほうから、そういった子供たちの給食というか昼食提供のために活用していいという通知が来ましたので、そういったことについては各市町村にも連絡をして、その流れの中で黒潮町の対応もあると考えております。

黒潮町の場合は、一番の課題である配達で、多くの町民の方がボランティアでやっていただいたということで、それが実現につながったと思っておりますが、また県としまして

も、特別支援学校に関して、県の取り組みは学校で受け入れることとしますよとか、いろいろ情報発信をしましたし、給食につきましても給食ができないかということをも最初に検討いたしました。数が非常に少なかったんで給食はできませんでしたが、お弁当対応にしたと。お弁当もなかなか自分で調達できないということであれば、学校のほうで栄養バランスなんかも考えてお弁当を調達すると、そういった情報提供も市町村のほうに、県としてこういう対応していますからという情報提供をしながら、市町村でもそれぞれできる検討をお願いして、今回でいうと、県立の特別支援学校で対応したようなものを、一般的に参考にぜひ市町村でもやっていただきたい。まずは、学校を開放するというところから始まりましたけれども、そういった形でのPR、周知をしております。

◎米田委員 ぜひお願いします。それぞれの学校の設置主体は違いますけれども、教育委員会は小学校、中学校の子供たちも見ていますから、大変ですけれども、ぜひそういうことを県下に広げるように努力していただきたいと思います。

2つ目は、今、山崎委員も言っていましたけれども、家庭の都合で、学校が居場所を通わざるを得ない子供がたくさんおいでるわけです。しかし今、先生らに聞いたら、消毒液が3リットル入の1箱しか学校に配給がされていなくて、時間がたったら大変になる。あと、やっぱりマスクがないということが非常に深刻なんで、きょう見たら何か政府が持っている何百万かを何か病院とかに出すということで、あるところにはあるみたいです。教育委員会がつくっているわけじゃないんで大変なんですけど、学校へ行くにしても、子供たちがマスクをしてということも含めて、よい環境で暮らしを見守っていくということも必要かなと。消毒液のことも含めて、そこら辺、市町村から出ていませんか。

◎前田保健体育課長 いろんなものの調達につきまして、問い合わせがありまして、うちのほうで卸のほうに聞いてみたんですが、やっぱり県内については非常に厳しい状況ということで、ただ特別支援学校に関しましては、学校給食会のほうが消毒液を持っていたので、少し融通していただいて、特別支援学校に関しましては、県から手配した形でやっております。

ちょっと市町村のほうまでは、なかなか回っていないのが現状です。

◎米田委員 それと、桑名委員も言われましたが、先生がどういう対応、休業中にどうしていくかということが非常に問われていますけれども、子供全員が来るわけではなくて、きょうの報道を見ても、校長先生も迷っているわけですね。家庭の都合で来た人だけを先生が教えるのかとか、いろいろあって大変で、そこら辺は先生の苦悩もちゃんと見て、新しく新学期が始まったときにどういう対応をしていくかも、十分練っていくようにせんと、今は率直に言うて、対面で会うが時間ないと思うんで。

ただ、ある学校は、休業期間中に2回家庭訪問をしよう。それで、1回は行って、2回目は成績を渡しに行こうということで、郡部の学校だそうなんですけれども、そういう

対応を先生同士が話し合っていてされているところもあるわけです。私はそういうところを、例えば保健の問題もあるし、遠いところやったら、何軒も回らないかんやったら、例えばガソリン代含めて、県なり市町村なり行政が負担をすとかいうことも含めて、そういう対応をされているところもあるんで、推奨も紹介もしながら、しかし、そうやって先生の自己負担、自腹を切るのではなくて、教育行政の活動の一つとして補償をすることも、意見を聞いていただいて、対応したらどうかと思うんですがどうでしょうか。

◎伊藤教育長 今、お話がありましたように、各学校で各教員がそれぞれ悩みながらいろいろ考えてやられています。宿題をどういう形で出していくかとか、毎日の生活習慣が乱れないようにスケジュール、時間割みたいなものを配付して、それに伴ってやってもらうとか、それから、今お話がありましたように、定期的に家庭訪問をしながらと、いろんな試行錯誤をされております。昨日報道された分でいうと、県立の窪川高校と国際中学では、それぞれインターネットを活用したホームルームであったり、授業みたいなものをやる。そういったことで、それぞれが何ができるかという中で苦勞されてやられております。

確かに、桑名委員が言われたように、今、そういった面ではいろんなことを考える、体験ができる時期だと思っておりますので、そういった取り組みについての好事例につきましては、県教委からもそういう事例を集めて、提供していくということは進めていきたいと思っております。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で新型コロナウイルスにかかわる学校等の対応についての報告を終わります。

それでは、議案について所管課の説明を求めます。

〈教育政策課〉

◎今城委員長 初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎菅谷教育政策課長 令和2年度当初予算について御説明しますので、資料②議案説明書（当初予算）の591ページをごらんください。

まず、歳入です。資料中ほど、節の区分欄に沿いまして主な内容を御説明します。

7分担金及び負担金の（1）教育政策費負担金は、市町村立学校の校務支援システムに係る運用経費等の市町村負担金となっております。

次に、中段の9国庫支出金のうち（3）教育政策費補助金は、高等学校等就学支援金及び幼児教育、保育の無償化の事務に係る国からの交付金となっておりまして、職員の時間外手当等に充当しているところです。

また、（4）教育センター費補助金は、教育センターが行う保育者への研修に係る国からの補助金です。

次の10教育費委託金の（2）教育センター費委託金は、教育センターが外部専門機関と連携して行う、英語指導の向上に向けた研修事業に係る国からの委託金です。

続きまして、12繰入金のうち、（1）こうちふるさと寄附金基金繰入は、当該基金を教育センターの遠隔教育推進事業に充当するものとなっております。

次に、593ページ、歳出について、右側の説明欄に沿いまして主な内容を説明します。

まず、1の教育政策費です。1特別職給与費は教育長の給与費、次の2人件費は教育委員会事務局の一般職の職員の給与費となっております。

次に、3教育振興費です。594ページの教育委員会委員報酬は5名の教育委員の報酬です。

1つ下、志・とさ学びの日啓発事業委託料は、11月1日の高知県教育の日、志・とさ学びの日をより多くの県民の皆様にご覧いただき、学びの風土を醸成するための啓発イベントなどに係る経費です。来年度は今年度を引き続きまして、県内の文化、歴史文化施設等と連携し、一人一人が志や学びについて考える機会になるようなイベントの実施を予定しているところです。

2つ下の訴訟事務委託料は、訴訟に備え、弁護士に支払う着手金について、あらかじめ計上しているものです。

3つ下の地域教育振興支援事業費補助金は、第2期教育大綱及び第3期高知県教育振興基本計画の施策の基本方針等を踏まえて、各市町村が自主的・主体的に推進する取り組みを、教育版地域アクションプランとして位置づけ、児童生徒の知・徳・体の向上につながるさまざまな取り組みに対して支援を行うものです。来年度も各市町村に対して支援を行う予定となっております。

次の事務費は、教育委員の活動経費や当課の運営に要する経費などを計上しております。

次に、4の教職員費です。職員研修負担金は、本県の学校の力をもう一段高め、取り組みの核となる教員の計画的な育成を図るため、高知大学教職大学院及び鳴門教育大学大学院に派遣する教員の入学金及び授業料について、その半額を負担するものです。来年度は高知大学教職大学院に10名、鳴門教育大学大学院に3名の教員を新規に派遣する予定です。

次の事務費は、独立行政法人教職員支援機構が行う中央研修への派遣研修や、県外との人事交流に係る旅費、教職員支援機構から受託する学校組織のマネジメントに係る研修の高度化・体系化を図るための事業に要する経費などです。

次に、5の情報教育推進費です。教育ネットシステム運用保守委託料は、県内の学校や教育機関に高度の情報セキュリティ機能を備えた情報通信環境を提供する、教育ネットシステムを円滑に運用するための保守管理などに要する経費です。

次の県立学校校務支援システム運用保守委託料は、県立学校の教員の業務負担の軽減を図るため、平成29年度から全ての県立高校に導入しております校務支援システムの運用保守に係る経費です。

次の県立学校校務支援システム更新等委託料は、県立学校校務支援システムの更新に伴い、令和3年度から新たに県立特別支援学校にもシステムを導入するために、特別支援学

校用の機能を構築する経費などです。

595ページの県立学校LANシステム運用保守委託料は、各県立学校の校内LANやパソコンを安全かつ確実に管理する校内システムの運用保守などです。

次の県立学校情報通信設備運用保守委託料は、災害発生時に指定避難場所となる県立学校36校に災害時の通信手段として、また、平時は学習に利用できるWi-Fi環境として、昨年度に整備しました公衆無線LANの運用保守に係る経費です。

次の県立学校情報セキュリティ強化対策事業委託料は、県立学校において情報セキュリティの強化のために生徒の個人情報等を扱うネットワークから分離しているインターネット接続専用のネットワーク通信経路や端末の保守管理に係る経費です。

次の学校情報通信技術活用促進事業委託料は、各学校におけるICT機器の操作などに関するヘルプデスク業務を委託するものです。

次の市町村立学校校務支援システム運用保守委託料は、教員の成績処理や出欠管理などの事務処理を効率化し、業務負担の軽減を図るために、来年度4月から全市町村に導入を行う校務支援システムの運用保守に係る経費となっております。

次の事務費は教育ネットシステムの回線利用料や県立学校におけるソフトウェア使用料、また後ほど御説明いたしますプログラミング教育の推進などに係る経費です。

続きまして、7教育センター費の1教育センター管理運営費です。一般職給与費は、教育センターの一般職の職員の給与費です。

次の清掃等委託料は、教育センターの清掃、警備及び機械の保守点検などを委託する経費です。

2つ下の教職員研修管理システム運用保守等委託料は、研修の申し込みや事務処理、教職員の研修履歴の管理などを行う研修管理システムの運用保守及びOS更新の経費です。

一番下の運営費は教育センターの管理運営に要する経費となっております。

596ページ一番上の教員基本研修費は法定研修である初任者研修、中堅教諭等資質向上研修や、2年・3年・7年時の教職経験者等研修、校長、教頭等を対象とした管理職研修などの経費のほか、若年教員の配置校において、OJTの強化を図るための若年教員育成アドバイザーに係る経費などです。

次の教員専門研修費は、特別な支援を要する児童生徒への指導力の向上を図る職務研修や、教科の専門性と実践的な授業力の向上を図る教科等研修、その他人権教育や保育に係る専門研修、講座の実施に要する経費です。

次の教育研究指導費ですが、2つ下の遠隔教育システム構築等委託料は議案説明資料の青いインデックス教育委員会の11ページをごらんください。デジタル社会に向けた教育の推進というポンチ絵です。

来年度からの第2期教育大綱及び第3期高知県教育振興基本計画においては、デジタル

社会に向けた教育の推進を基本方針の一つに位置づけ、Society 5.0の到来を見据えた新たな教育を推進することとしております。

この資料のうち、左側の中ほどにあります遠隔教育の推進です。今年度より、中山間地域の小規模高等学校10校全てに遠隔教育システムを整備し、教育センターからの放課後の進学補習講座等の配信をしておりますが、来年度はこの10校において、教育課程に位置づけられた正規の授業、数学、理科、英語を予定しておりますが、こうした授業を配信してまいります。また、この遠隔教育システムを教職員研修にも活用し、研修時の移動負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。あわせて、このデジタル社会に向けた教育の推進に位置づけております当課の関連事業について、一括で御説明をします。

右側の中ほどにあるプログラミング教育の推進をごらんください。来年度から小学校において必修化されるプログラミング教育の充実に向けて、全ての小学校の情報教育担当教員を対象とした模擬授業や教材の操作体験などの研修を行うとともに、県内4カ所の教科研究センターにロボット教材を配置して活用いただくなど、全ての学校で効果的な授業を展開できる環境を整えてまいります。

次に左下、3の教員のICT活用指導力の向上です。指導主事用のタブレット端末やプロジェクターなど教育センター内のICT設備を充実させ、教員や指導主事のICT活用指導力の向上につなげる研修を充実するとともに、ICT活用フォーラムを開催することを予定しております。

最後に、右下の県立学校のICT環境の整備です。国の経済対策補正予算を活用し、GIGAスクール構想の推進に取り組んでいくこととしております。このうち、当課におきましては1つ目の白丸にありますように、高速大容量通信に対応できる校内無線LANを必要な県立学校に整備してまいります。

資料②議案説明書の596ページ、上から5つ目の遠隔教育システム構築等委託料は、遠隔教育システムを設置する各高等学校及び教育センターにおいて、機器等に関して必要なサポートを受けるための経費やシステムの運用保守などに要する経費です。

2つ下の事務費は、遠隔教育システムのライセンス料や先ほど御説明しました教育センターのICT設備の充実に必要な経費などです。

次の教科研究センター費は、教員の自主的な授業研究や教科研究活動を支援するため、県内4カ所に設置している教科研究センターにおいて、利用者への指導助言を行う指導アドバイザーの配置などに要する経費です。

以上、教育政策課の令和2年度当初予算合計額は25億5,751万円と、前年度に比べ800万円余り、0.3%の増となっております。

続きまして、598ページの債務負担行為です。県立学校校務支援システム更新等委託料は、先ほど御説明をしました県立学校の校務支援システムの更新等に係る予算について、債務

負担をお願いするものです。

令和2年度当初予算の説明は以上です。

続きまして、令和元年度補正予算について御説明をします。資料④議案説明書（補正予算）の301ページ、歳入につきまして、節区分の欄に沿って主な内容を御説明します。

9 国庫支出金の（3）教育政策費補助金及び15県債の（10）情報教育推進事業債につきましては、先ほど議案説明資料で説明しました、G I G Aスクール構想の推進における高速大容量通信に対応する校内無線LANの整備に係る国からの補助金及び県債です。

302ページ、歳出について主な内容を御説明します。右端の説明欄の上から2つ目の2情報教育推進費について、まず、教育ネットシステム運用保守等委託料は、市町村立学校の教職員が高知県情報セキュリティクラウドを経由して教育ネットシステムに接続するよう、中間部分にネットワークを構成する予定としておりましたが、高知県情報セキュリティクラウドとの調整及び市町村との詳細な協議を行っておりまして、引き続き、現在の接続方法による運用管理を行う予定としておることとしたため、不要となり減額するものです。

次の県立学校LANシステム運用保守等委託料の減額は、日高特別支援学校高知みかづき分校への無線LAN環境の増設を計画しておりましたが、電波調査を実施した結果、昨年の整備を行った公衆無線LANの活用が可能となったため、執行を見直したことによるものです。

次の県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備委託料は、先ほどの資料でも御説明をしましたが、ICTを活用した効果的な授業実践などのデジタル社会に対応した次世代型の教育の推進に向けて、文科省が学校内ICT環境整備に取り組む、いわゆるG I G Aスクール構想に伴う補助金を活用し、県立学校において高速かつ大容量のネットワーク通信が可能になる学習環境を整備するための経費です。

先日、議会開会後に、文科省より本事業に係る交付内定の連絡がございました。当初総事業費、7億8,000万円弱を計上し、国庫補助はその2分1を見込んでおったところですが、全国的に機器の数量及び単価が割高となったため、文部科学省において、全国の中でも安価な見積もりにそろえた標準単価を決定したことに伴いまして、高知県への交付内定額は1億4,000万円余りとなっております。

教育委員会としましては、この国庫補助の減額に伴うネットワーク環境整備への支障を最小限に抑えることができるよう、現在アクセスポイントの精査ですとか、関連するネットワーク機器のスペックの見直し等を行っているところです。

次に、7教育センター費の上から3つ目、教員基本研修費につきましては、教育センターで行う研修に係る講師への謝金などの経費が見込みを下回ったことによる減額です。

次の教育研究指導費の遠隔教育システム構築等委託料については、遠隔教育システム設置校などにおける事業者の現地のサポート回数を見直したことにより減額するものです。

次に、304ページ、繰越繰越明許費です。先ほど御説明をしました県立学校情報通信ネットワーク環境施設整備委託料については、国の補正予算に対応するため、2月補正予算計上をしておりますが、その全額の7億7,840万4,000円を繰り越すものです。

以上で教育政策課の説明を終わります。

◎今城委員長 それでは、質疑を行います。

◎武石委員 1点お聞きしたいんですけども、県立学校校務支援システム更新等委託料、これはやはりWindows 7のサポート終了により、この時期にという予算ですか。

◎菅谷教育政策課長 県立学校の校務支援システムの更新委託料につきましては、従来、平成29年度に導入をしておりました校務支援システム、これは県立の高等学校において、全て導入しておりましたが、その際、特別支援学校につきましては、当時、特別支援学校の実態に応じた、さまざまな障害ですとか、そういったものに関する入力の様式が整い切るものが、まだ市場にありませんでした。ただ、その後、技術開発等に伴いまして、特別支援学校にふさわしいものが導入できる見込みが立ちましたので、この際ここに特別支援学校用のものも導入することで、この更新委託料として計上しているというものです。

◎武石委員 今の委託業者にバージョンアップをやってもらうということですね。

◎菅谷教育政策課長 こちらまた、新たな契約となりますので、当然そうしたプロセスは踏むこととなりますけれども、この更新の委託に関しましては、現状、県立高校のほうでやっている実績がありますので、そういったノウハウを有する業者のほうにお願いすることになるかと考えております。

◎山崎委員 高知大学と鳴門教育大学への教職員の派遣の件なんですけど、10人と3人で、先ほど授業料が半額免除というお話があったんですけども、実は私も教員時代にお給料もらいながら行かせてもらったんですけども、私なんか希望して行ったもんですから、もちろん自分で授業料と入学金全額払ったんですけども、それはいいんですが、今、新たなシステムができてきて、高知大学なんかは非常に現場でキャリアを積んだ実績があって、周りへも影響力ある方が、きちっと前年から準備をして行って勉強するという、非常に私はいいいシステムだなと思っていまして、新たな効果が出てくるんじゃないかと思っているんです。これ結構、変遷があったと思うんですけども、僕らが行っていた次の年からは、いろんな問題があって、急に県が派遣することになった人なんかは、県が全額授業料と入学金なんかを補助してくれてたと思うんです。私が思うのは、やっぱり行きたい人が行ける枠を準備しておくことも大事ですし、そういった方は全額負担でいいと思うんですけども、逆にある程度、今みたいに県が戦略的に、この人を勉強させてこようということも大切で、そういった方が、今、国立大学の授業料といえども結構高いので、それがいきなり半額といえども負担になるのは結構大変じゃないかなと思うんですけども、その辺の所見を願います。

◎菅谷教育政策課長 この教員派遣につきましては、県として重点分野と掲げるものにつきましては半額の補助で、それ以外につきましても、休業制度を活用していただいて、教員の身分のまま、その間、無給になりますけれども、そうした形で派遣をしていただくもの。そういったさまざまなものを用意しております。

その中で、当然みずからの能力向上のために、無給であってもこの休業制度を活用して行こうとされる方、また県の重点的な伸ばすべき分野について、県として派遣をするという方、それぞれのバランスなども考えまして、また厳しい財政事情でもございますので、その中でも最大の効果を得るためにということで、現在、半額の補助をしておりますし、実際、今回、休業制度を活用して派遣をさせていただくようなものにも手が挙がっておりますので、そういった希望があるものについては、そちらの制度も活用いただきながら、全体として教員の力の向上を図っていきたいと考えているところです。

◎山崎委員 重ねてになりますが、希望の方は自分で払ってもらったらいと思うんですけども、先ほど言ったように、今いいなと思っているメンバーなんか働き盛りで、この人を指名して行ったんだというメンバーは、もう40代とかで、家庭も持たれていて、みんな結構それぞれ大変だと思うので、そこはやっぱり全額出すようなことも、今後検討していただくと、この今やっている戦略がよりよくなってくると思うんで要望します。

◎田所委員 武石委員の質問と関連するかもしれませんが、市町村立校務支援システム運用保守委託料の内容を、もうちょっと説明いただけませんか。

◎菅谷教育政策課長 市町村の校務支援システムの運用保守につきましては、これは市町村立学校に置くものになりますので、本来であれば、各市町村が設置者としての責任のもと運用補助を行うものとなっております。ただ、高知県につきましては、そちらを共同で調達をしておりますして、歳入のほうでも御説明させていただきましたように、各市町村から負担金という形で、その運営費を負担いただきまして、歳出という形で県が一括でこれを契約することによって、スケールメリットを生かしながら、実際に個別で契約をしていただくよりは、安価な形で、契約ができるようになっております。そうしたことの予算として、県で市町村立の校務支援システムの予算を計上しているということです。

◎田所委員 そしたら、保守はこれからも継続してこの予算が入って、またさらに調整する形になるんでしょうか。

◎菅谷教育政策課長 この負担金につきましては、設置学校数ですとか教員数、さまざまな要素の中から決定しておりますして、こちらにつきましては、この運用をしていく中で継続的にかかるものと考えております。

◎大野委員 教育政策課ということで、お話をしておきたいんですけども、今すぐ子供たちを取り巻く環境が本当に厳しくて、今も子供たちが休みになって何をしているかといったら、自分のところがそうということじゃないですけども、ほとんどがゲームです。

僕らの時代やったら、例えばゲームセンターに行ってお金を払ってゲームとかしていました。今はそれが全部家のテレビやスマートフォンでできる。もう家においてゲームセンターなんですよね。それが、真昼もですが夜もやるわけです。それが全国の友達同士でやる。近隣の友達同士でやる。それがもう家でもできるもんだから、ゲームがずっとできるということもあって、ずっと家でおる。そして、夜中もやるとなったら、学校に行くのも寝る時間もなかなかなくなって、やめられなくなるんよね、結局、お互いやるもんやから。

昔、LINEが結構、何か既読にならんとか何とか、いろいろあったですけども、今はゲームがそんな状態になっていて、なかなか子供も勉強できない状態、もうそうやってくると、学校へも行けん状態になってくる子供がふえてくるんじゃないかな。

そういうところで、ある県では条例なんかも検討されているところもあると聞いたんですけども、条例まではなかなか、そこまでやって縛るのもどうかというところはあるんですけども、一定の方針とか指針とか、ガイドラインみたいなものがあつたら、PTAもありがたい、先生なんかもありがたいんじゃないかなと。結局お互いの親同士が、こういうことがあるんだからできないと、子供に言える環境が何かであつたらと思っていますけれども、何かそういう情報があつたらお願いしたいんですが。

◎伊藤教育長 人権教育課の守備範囲になりますけども、そういった基本的な生活習慣だったり、スマホとの付き合い方みたいな部分については、各校それぞれ、例えば幡多地域であるとか、香南・香美地域では、それぞれのPTAと一体となって、夜9時以降はもう使わない、家族で使わないんだとか、そういった形で取り決めをしながらスマホとのよりよい付き合い方というか、そういった活動については県内でもPTAを中心に、そういった地域地域で取り組みが進められておりました、そういった活動については、県としてもぜひ支援もしていきたいと取り組みをしております。しかし、非常に長時間使われる子供の数も多いということで、全体的に課題となっております、継続して家庭と地域と連携した取り組みをやっていかんといかんかと認識をしております。

◎大野委員 そういうところは、昔やったら、PTAの中でも結構つながりがあつたんですけども、今なかなか、PTAの中でもつながりがない時代になっています。

それと一つには、そういうことによって、学校に行くのがしんどくなって、行けない子供たちも出てくる。結構そんな子がふえてきているんじゃないかなという、現場でおつてそういう実感もするので、また対策もできたらお願いしたいと思っています。

◎三石委員 594ページの地域教育振興支援事業費補助金に1億3,000万円弱がついていますね。この事業の目的は、先ほど述べられていたけれども、その内容、第2期教育大綱、そして第3期教育振興基本計画に定められた施策の基本方針等を踏まえた取り組みのうち、主にチーム学校の推進のための取り組みとか、厳しい環境にある子供への支援とか、デジタル社会に向けた教育の推進とか、大きな中心になる3つの柱なんかも述べられています

が、これを各市町村でやっていってもらうためには、各事務所に派遣しておる指導主事とか、そういう方の役割は物すごく大事になってくると思うんです。それと、各市町村によってばらつきがあっても、またこれおかしくなると思うんです。そこで、各事務所に派遣されている指導主事の活動の状況は、うまくいっていますか。昨年のことを例に挙げて、具体的にどういう活動をやられてるのか、教えていただけたらと思います。

◎菅谷教育政策課長 こちらの地域教育振興支援事業費補助金につきましては、その執行段階におきまして、年に数度、教育政策課の職員と各教育事務所の指導主事が同席した形で取り組み状況、各市町村の取り組み状況についてヒアリングをさせていただき、その中で指導助言もしております。また、本年度から、現在まさにやっているところですが、申請に当たる段階でのヒアリングにつきましては、それぞれ移動の負担もあることから、各教育事務所を会場としまして、その事務所の指導主事にも同席をしていただいた上で、教育政策課の職員と指導主事が各市町村から、その事業の趣旨とか、狙いとするところ、進め方そういったものについてお話をお伺いしながら、スタートの時点でも指導をさせていただき、もし県の方向とほかに効果的なやり方があれば、そういったものを提案させていただきながら、しっかりと執行に当たっても、各教育事務所の御協力もいただきながら、進めている状況です。

◎三石委員 やっぱり各市町村との連携、これは物すごく大事になってくると思うんです。そこらあたりをしっかりとっていただきたい、それが一つです。

それと、本年は事業を計画しているのが約80ぐらいですか。昨年もこれに近い事業をやっていると思うんですけれども、非常にプラスになっている事業と、そうでない事業はないと思うけれども、ばらつきがあるんじゃないかなと思うんです。余り効果のないような事業にお金を突っ込むのもなんだと思うんですけれども、そこらあたりはどんな状況ですか。

◎菅谷教育政策課長 まず、事業数につきましては、本年度は34の市町村、1学校組合2公益団体から79の事業を実施していただいているところです。1自治体当たり複数の事業を展開しておりますので、全体で79となっております。現在申請を受け付けている最中ですが、来年度につきましても同規模で実施されると考えております。

その効果のほどですけれども、執行に当たりましては、申請時点でK P Iをしっかりと設定していただきながら、K P Iの適否も、もちろん我々のほうで確認をさせていただき、その中で進捗、これも年度末に1度だけではなく、年度途中から進捗状況、K P Iに向かって、どういう効果が出ているのかも把握をさせていただきながら、やっているところです。極力、全ての事業において、しっかりとした効果が出るよう、努めておるところで、来年度に向けてもそうしたところについては、力を込めていきたいと考えております。

◎三石委員 一層、効果が出るように、プラスになるように、特に各市町村との連携を密

にして、事業を進めていただきたいと思います。

◎**浜田副委員長** 三石委員に関連してですけれども、この教育版地域アクションプランと銘打ってやっているのであって、ちょっとイメージがわからないんですけれども、具体的にどの地域にどういう事業があるのか教えていただけたら。

◎**菅谷教育政策課長** 各地域ごとに、まず、地域アクションプランを策定いただいております。その中でも、例えば地域によっては特別支援教育に力を入れたいところ、そちらについては、特別支援教育の支援員というようなものを配置をしております。また、ICT教育に力を込めていきたいという市町村におきましては、そのための支援員、こちらもICT支援員。また、英語教育をやりたいところ、そういったところで、基本的に県のそれぞれの、ほかにも委託事業等ございますけれども、さらにそれを超えて、各自治体において特色を出していきたい。また、課題と考えているところについて、その重点化を図っていきたい。そういったものについて、各市町村のほうから申請を上げていただき、そのための部分を支援させていただく予算として、この補助をしているところです。

◎**浜田副委員長** よくわかりました。

◎**菅谷教育政策課長** 先ほど私、説明の中でGIGAスクールの補正予算の内定額につきまして、1億4,000万円と発言をしましたが、誤りで1億7,400万円が正しいものですので、訂正します。

◎**今城委員長** 質疑を終わります。

教育政策課を終わります。

ここで昼食のため休憩とします。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時47分～12時58分)

◎**今城委員長** 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈教職員・福利課〉

◎**今城委員長** 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎**国則教職員・福利課長** 令和2年度当初予算につきまして御説明します。お手元の資料②議案説明書(当初予算)の599ページをお願いします。

歳入ですが、ページの中ほどの節の区分に沿って主なものを御説明します。

一番上の庁舎等使用料は、教職員住宅の敷地に設置しています電柱や教職員住宅の目的外使用に係る使用料収入です。

次の教育職員検定手数料は、教員免許状の交付や免許更新に係る手数料収入です。

2つ下の教職員・福利費補助金は、校務支援員を小中学校へ配置することに伴う国庫補助金です。

次のページ、土地売却収入とその下の建物売却収入は、売り払いを予定しております教職員住宅の売却収入を計上しております。

2つ下の職員住宅整備債は、教職員住宅の改修工事請負費に充当するものです。

続きまして、歳出について御説明をしますので、601 ページをお願いいたします。右側の説明欄に沿って主なものを御説明します。

まず、1の一般管理費の退職手当は、公立小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局の職員、臨時職員などの退職手当です。

次の公務災害補償基金等負担金は、教職員の公務上の災害や通勤途上の災害に対し、その補償を行うために設置されています、地方公務員災害補償基金への負担金などです。

次の2 福利厚生事業費の学校管理医報酬は、教職員数 50 人以上の県立学校に配置が義務づけられている、学校管理医に対する報酬です。

次のページ、定期健康診断等委託料は、県立学校の教職員の定期健康診断等を実施するための経費です。

次の職員健康診断等委託料は、県教育委員会事務局職員の定期健康診断などを実施するための経費です。

次の人間ドック事業負担金は、公立学校共済組合高知支部が実施する県立学校と事務局の教職員の人間ドックに係る経費の一部を負担するものです。

続きまして、3の教職員住宅等整備費ですが、測量設計等委託料は、教職員住宅の耐震改修工事の工事監理委託と、老朽化し使用する見込みのない住宅を処分するための用地確定測量の委託に要する経費です。

次の教職員住宅管理委託料は、教職員住宅の維持管理業務を高知県住宅供給公社に委託するための経費です。

次に教職員住宅賃借料ですが、県立学校の教職員住宅は、平成 14 年度まで公立学校共済組合の資金を借り受けて建設しておりました。そのうち現在償還中の教職員住宅は、平成 12 年度から 14 年度までに建設した 5 棟 20 戸となっております。この賃借料は、その償還に要する経費です。

次の改修工事請負費は、南海トラフ地震に備え、大方高校の教職員宿舎の耐震改修工事を行うために要する経費です。

続きまして、4の教育振興費です。教育関係職員名簿作成委託料は、幼稚園、小中学校、高等学校、特別支援学校、県や市町村の教育委員会の職員などの名簿を作成するための経費です。

次の事務費の主なものは、他の児童生徒の模範となる活動や功績が顕著な者を表彰し、その努力と功績、成果をたたえる児童生徒表彰に要する経費や、長年の勤続者や教職員の地道な教育実践などをたたえる教職員等表彰に要する経費です。

次のページは5の教職員費です。一番上の適性検査判定委託料は、教員採用選考審査などにおける適性検査を委託して実施するための経費です。

次の選考審査筆記問題作成等委託料は、教員採用審査における問題作成や採点業務などを委託して実施するための経費です。

2つ下の総合人事給与システム等運用保守委託料は、教職員に係る人事給与システムなどの保守・運用に必要な経費です。

教員免許管理システム運営管理費負担金は、教員免許の更新事務等を円滑に行うため、全国統一の教員免許管理システムの運用・保守などに係る経費を負担するものです。

次の校務支援員活用事業費補助金は、県内の小中学校に配置する、学習プリントの印刷などの業務に従事する校務支援員40名分の補助に係る経費です。

次の事務費の主なものは、教員の採用審査に要する経費や、教員免許法に基づく免許状の授与のために要する経費、それから働き方改革の関係の管理職及び取り組み推進の役割を担う教職員への研修に要する経費などです。

下の計の欄、当課の令和2年度当初予算総額は85億1,886万6,000円と、前年度に比べまして2億1,248万6,000円、約2.6%の増となっております。これは退職見込み者数がふえることに伴う退職手当の増が主な要因です。

続きまして、令和元年度2月の補正予算につきまして御説明をしますので、お手元の資料④議案説明書（補正予算）の305ページをお願いいたします。

まず、歳入です。節の欄、退職手当債は、今回の歳出予算を補正することに伴いまして、財源更正を行うことにより減額となっております。

次のページは歳出です。説明欄、1の一般管理費の退職手当は、退職者数が見込みを上回ったことにより増額を行うものです。

次に、2の福利厚生事業費の定期健康診断等委託料は、県立学校で実施している定期健康診断について、受診者の見込みが下回ったことにより減額を行うものです。

2月の補正予算の説明につきましては以上です。

続きまして、お手元の資料⑥議案説明書（条例その他）の9ページをお願いいたします。

第63号議案、公立学校の教育職員の給与その他の勤務条件の特別措置に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、国の公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正等を考慮し、文部科学大臣が定めた指針に基づく教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定を追加しようとするものです。

議案説明資料のうち、教職員・福利課の赤いインデックスがつきました資料をお願いいたします。この資料の左側の現状のところに記載をしておりますが、昨年4月から働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が施行されることに伴いまして、関係の条例・規則を改正し、教員や学校事務職員など公立学校職員全ての時間外勤務命令の上

限につきましては、原則として月 45 時間、年 360 時間以内となっております。しかしながら、教員には給特法という法律が適用されるため、条例や規則の対象となるのは、時間外命令に基づいて行う生徒の実習や修学旅行といった学校行事など、超勤 4 項目の業務の場合のみとなります。

参考として下に教員の超過勤務時間を記載をしておりますが、この時間のほとんどは、隣の図にありますように、授業準備や部活動指導など時間外命令に基づかない勤務によるもので、学校における働き方改革を進めていくには、こうした業務含めて時間管理をしていくことが必要となります。

このため、左上の国の動向のところに記載をしておりますが、中央教育審議会の答申を受け、昨年 1 月 25 日に公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが策定をされまして、学校教育活動に関する業務を行うための時間、この在校等時間について、超過勤務時間の上限の目安として月 45 時間、年 360 時間以内とすることが示されました。昨年の 12 月にこのガイドラインを法的根拠のある指針へ格上げをするため、給特法の第 7 条が改正をされ、業務量の適切な管理等に関する指針が定められることになりました。

今回の条例の改正に関しましては、この指針の中の 5 の留意事項のところにありますように、都道府県においては、サービスを監督する教育委員会が定める上限方針の実効性を高めるため、条例等の整備その他の必要な措置を講ずるものとするとして示されたことから、教育職員の業務量の適切な管理等に関する規定を条例の第 8 条に追加するなどの変更を行うものです。

また、施行期日につきましては、文部科学省告示の適用日に合わせて、令和 2 年 4 月 1 日としております。今回この条例改正のほかに、上限の時間などを定める教育委員会規則の整備と国の上限方針に示された規定を参考にして、教育職員の在校等時間の上限等に関する方針も策定をすることにしております。条例や規則、それから策定予定の方針に基づき、教員の負担軽減を図るとともに、より質の高い授業や個々の児童生徒に応じた指導を行う時間を確保するため、今後も学校における働き方改革に取り組んでいくことにしております。

以上で教職員・福利課の説明を終わります。

◎今城委員長 それでは、質疑を行います。

◎桑名委員 校務支援員のことですけれども、これは教員の負担軽減には有効なものだと思いますが、成果や現場の声はどんなものでしょうか。

◎国則教職員・福利課長 現場といいますか、市町村の教育委員会からも要望がございます。この校務支援員を配置することによって、教員と向き合う時間がふえたとか負担感の軽減につながったというアンケートの結果も出ております。

◎桑名委員 次の年度は 40 人ということなんですけれども、これは人数的には年々ふえて

きているんですか。去年も 40 人だったんですか。

◎国則教職員・福利課長 この事業を始めましたのが平成 29 年度からで、平成 29 年度が 3 校、平成 30 年度が 20 校でことしが 30 校ということで、徐々にふえている形です。

◎桑名委員 それと一つ教えてもらいたいですけれども、どんな方が支援員になられているんですか。それと 1 人当たりの報酬はどれぐらいなのか。

◎国則教職員・福利課長 主にやっていただく業務は、学習プリントの印刷だとか家庭への配付文書など事務補助でありますので、特段資格が要るわけではなくて、地域の保護者、それから教員の O B とか、学校の実情を知っている人なんかになっていただいているケースが多いです。

単価は 1 人当たり 120 万円の上限がございまして、それで来年度、今年度予算を見積もっている部分につきましては、期末手当がつきますので、その分を上乗せした形で要求して、大体、単価当たりの目安が 1,000 円になっていますが、それぞれ市町村によって、その単価は、いろいろ柔軟に対応されています。

◎桑名委員 各市町村でも、人材はいるんでしょうか、募集に困ることはないんですか。

◎国則教職員・福利課長 市町村によっていろいろで、つてを頼ったりだとか、ハローワークに出したりとかですけれども、確保をされておるということです。

◎桑名委員 わかりました。

◎田所委員 これ私、本会議でも質問させていただいたんですが、その点についても教えていただきたいと思います。上限規制ということで月 45 時間、年 360 時間と規定されたということですがけれども、やっぱり現場を見ると、なかなか難しいのかなと思うんですが、その辺の認識はいかがでしょうか。

◎国則教職員・福利課長 月 45 時間、360 時間ということで今回上限を定めるわけですがけれども、現在の実情としては、なかなかそれが守れている状況にはないところです。

◎田所委員 そしたら緩やかにとはいえ、改善に向かっていくことになるかと思うんですが、大体その辺のタイムライン的なもの、各学校違うかと思うんですが、その辺どのように対策をして、どれぐらいの期間かけて整えていこうとか、そういうところの計画はあるんでしょうか。

◎国則教職員・福利課長 先ほどからお話のあります校務支援員を配置しておる学校と比較をしますと、平成 30 年度に配置した時間と今年度配置した時間を比べますと少ない、まだ時間的にはそう多くはありませんけれども、徐々に減る傾向にございますので、例えば外部人材を活用するだとか、学校の業務そのものの改善を図りながら減らしていく。それから、勤務時間なんかもしっかりと管理した上で、その勤務時間を意識しながら仕事を進めていくという意識面なんかも変えていきながら、総合的にいろいろな取り組みをやっていく中で減らしていくところですが、タイムラグといいますか、何年度にどれぐらいとい

う意識はありますが、目標としては、今回策定をしている教育大綱の中で、4年後にゼロを目指すところでの目標を掲げて取り組んでいくことにしております。

◎田所委員 やっていく中で一つ懸念されるのが、現場はやらないかんけれども、やっぱり決まりは決まりでやらないかんというところで、ここにも記載されていますが、虚偽の記録をせざるをえなかったり、持ち帰り業務にしてしまったりという現場が出てくると思うんですが、この辺は服務監督権者ということで、どのように学校と連携するつもりでいるのかを教えてください。

◎国則教職員・福利課長 先ほどおっしゃいましたように、今回、上限時間を設定するわけですが、単にその上限時間を守るがためにということで、先ほど田所委員がおっしゃいましたように短い時間を設定するだとか、期間を登録するだとか、家に持ち帰ってとか、そんなことがあってはなりませんので、そういったところを学校、校長先生のほうでしっかりとその辺も把握をしていただく。

それから時間の入力につきましては、教員本人も正確に毎日を登録していくことをしていかないといけないと思いますし、教育委員会としましては、学校にも訪問をしましたり、校長会と定期的に話し合いの場、協議の場なんかを設けて、そういうところでしっかりと確認をしていくことで行っていきたいと思っております。

◎田所委員 それとあと一つ、上限規制で例外があるかと思うんですが、なかなか難しいと思うんです。広く例外にしていくと、もともとの目的が成り立たなくなってくるころも、本会議で聞かせていただいたんですけれども、この辺は例外を決めていくに当たって、事案事案で対応していかないといけないとは思いますが、その辺は県教委だけで決めることではないとは思っています。そこはどのような形で連携していくのか、どのように計画されているのかを教えてください。

◎国則教職員・福利課長 国で示されております例外というものが、学校事故等が生じて対応を要する場合、それからいじめやいわゆる学級崩壊等の指導上の重大事案が発生し、児童生徒等に深刻な影響が生じている、また、生じるおそれがある場合というところがございしますが、国が示しておりますこういった具体例以外にも、特例的な扱いが必要か否かにつきましては、先ほど申し上げました校長会との協議の場などで、学校の現場の意見も十分にお聞きをしながら、慎重に判断をしていきたいと思っております。

◎田所委員 市町村の学校にも影響してくるかと思うんですけれども、例えば高知市やったら高知市の教委と、そのほかの市町村教委との連携はどのようにされるおつもりなのか教えてください。

◎国則教職員・福利課長 それぞれ各市町村ごとにその特例的な扱いは異なってもいいと思いますので、その辺は県の教育委員会のほうで、特例的扱いにつきましては国にも十分に確認をしながら、個別具体のいろいろな特殊事情もあると思いますので、そういったことも

国へ伝え、確認をしながら、各市町村と連携をとりながら慎重に判断していきたいと思えます。

◎田所委員 記載されているとおり、上限方針の実効性を高めていくことが何よりも大切かと思えます。やっぱり厳しいところもあると思えますし、学校によってはなかなか進まないところも出てくるかと思えますけれども、そこはしっかり連携していただいて進めていただくことを要請します。

◎土森委員 この条例の中の上限時間の臨時的な特別な事情により、業務を行わざるを得ない場合という業務は何ですか。

◎国則教職員・福利課長 先ほど申しあげましたように、学校事故が生じて対応を要する場合とか、いじめや学級崩壊等の指導上の重大事案が起きたとか、そういった一時的、突発的に対応する業務がふえるとか、そういう場合です。

◎土森委員 わかりました。

◎田所委員 議案説明資料の中に、働き方改革におけるということで企画監を設置すると書かれているかと思うんですが、この働き方改革を推進するというで書かれていますけれども、具体的にどういう役割をしていくのかを教えてくださいと思います。

◎国則教職員・福利課長 これからこの条例も議決をいただきましたら、条例も整備し、それから教育委員会規則、それから方針も定めて行っていきます。本格的にこれまでも取り組んできたところではありますが、より推進していく意味合いで企画監を配置しまして、教員職になるわけですが、教員職の企画監が学校の実情などもよくよく把握し調整しながら、より強力で推進していくという意味での企画監を配置します。

◎田所委員 わかりました。

◎米田委員 吉良議員が本会議でも質問したんですけれども、基本はこの月 45 時間、年間 360 時間、この指針が守られなければ、いわゆる変形労働時間制導入はできないということは確認できますよね。そういう立場ですか。

◎国則教職員・福利課長 変形労働時間制につきましては、国の説明によりますと、月 40 時間、360 時間のそういった状況になって、その後その制度を導入するという説明です。

ただ、詳細な部分につきましては、今月に詳しい情報が来るところなんですけれども、今の時点でまだございませんので、その情報を今待っている状況です。

◎米田委員 それと正確な勤務時間管理、それは学校長が最終責任を求められるわけで、以前は国会の質問戦でも、文科大臣が結局虚偽なり不正確な時間管理があるということを実際認めたわけですが、今回法律が改正されて、虚偽の勤務時間等が報告されるようなことは、罰則とか処分がされるまで厳しくなったわけですよね。それで、いわゆる持ち帰り残業、昔ふろしき残業とか、そういうものをきちっと改善もして、しっかりとほんとに働く人の立場で労働時間の管理をしていくということが必要だと思うんです

が、今後どんなふうに県下の小中高校含めて、その管理を正確に適正化していきますか。

◎国則教職員・福利課長 そのあたりにつきましては、しっかりとそういったことがないかどうかを調査していくことが必要だと思っておりますし、学校訪問、それから先ほど申し上げましたように校長会との定期的な協議の場、意見を聞く場等がございますので、そういったところでしっかりと確認を行っていくようにしております。

◎米田委員 多忙を防ぐためにはやっぱり、一番肝心なそういう労働時間の大幅な削減がどうしても必要なので、そこはみんなで力を合わせてやるためには実際を正確につかまないといかないので、そういう点は苦労もあるかと思いますが、よろしくをお願いします。

それと去年の12月ですか、文科省が1,700ぐらいの全国の教育委員会、市町村含めて働き方改革にかかわってということで、調査をやられてますよね。調査結果が出ていると思うんですけども、その中で市町村の教育委員会が何をしたら一番いいですかという国への要望の中で、やっぱり教職員の定数の改善、これはもう文句なしに、全国の市町村教育委員会、県教育委員会含めて1,700の教育委員会の考え方として、そこに大変集中しているわけです。ですから、さまざまな努力を総合的にやりますけれども、やっぱり教職員の定数の確保、改善が一番のベースになると思うんですが、そういう認識と、それに向けて、高知県の教育委員会としてどんなに取り組みを強めていかれるのか。

◎国則教職員・福利課長 定数の関係につきましては、これまでも定数の充実、改善について、国へ要望を行っております。それにつきましては、やはり業務改善といいますか、仕事のやり方だけで働き方が進んでいく部分と、そもそもが教員の配置といいますか、そういったところも定数の部分も入ってくると思っておりますので、現場で業務量の部分、それから意識の改革の部分、そういうところもしっかりやりながら、国に対しては、今後も引き続き定数の改善、それから充実について要望を行っていく、それから効率的、効果的な教職員の配置についても合わせて検討を行っていきたいと思っております。

◎米田委員 先生の定数が、授業時数はふえても定員はふえていないということで、大変な本人の多忙と一番は子供に向き合う時間がなかなかとれないということが、最大のいろんな問題の根源になっていきますので、ぜひ全国また高知県も含めてお互いが総力を挙げて、先生の数をふやしていくと、定数を改善していくということをうんと力を注いで、一緒にやって頑張っていたきたいと、重ねて要請をしておきたいと思えます。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で教職員・福利課を終わります。

〈学校安全対策課〉

◎今城委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎中平学校安全対策課長 最初に、令和2年度当初予算案につきまして、主要事業を中心に御説明をします。お手元の資料②議案説明書（当初予算）の604ページをお開きくださ

い。まず最初に、歳入について、節の区分に沿って主要なものの説明をします。

上から3行目の(2)学校安全推進費負担金は、児童生徒が学校の授業中や部活動等で負傷等した際の医療費等を給付する日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に係る掛金について、児童生徒の保護者に負担をしていただくものとなっております。

次の(2)の県立学校使用料は、学校敷地内に設置しました自動販売機や電柱等について、目的外使用の許可をしたものに係る使用料となっております。

次に、下から4行目の(5)文教施設等災害復旧費負担金は、県立学校が台風などの災害による被害を受けた際の災害復旧に係る文部科学省の負担金です。

次の(2)児童生徒支援費補助金は、県の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金に係る文部科学省の補助金となっております。

一番下の(6)学校施設等整備費補助金は、その内訳が右側の説明欄にありますとおり、2つの交付金があります。1つ目は学校施設環境改善交付金、これにつきましては、県立の特別支援学校の施設整備に係る交付金でありまして、もう一つの公立文教施設整備等都道府県事務費交付金は、公立小中学校の施設整備に関し、市町村等への適切な指導、助言を行うための事務費に係る文部科学省の交付金となっております。

次に、605 ページ2行目の(3)児童生徒支援費委託金は、文部科学省の防災教育等のモデル事業に係る委託金となっております。

次に(6)県立学校貸付料は、県立学校に設置しております自動販売機に係る貸付料で、入札による貸付契約に基づくものです。

その下の(9)普通財産貸付料は、旧久礼分校等の廃校となった学校施設を電柱等の敷地に貸したものです。

次の(3)学校安全対策課収入は、日本スポーツ振興センターから児童生徒に支払われる災害共済給付に係る医療費等を受け入れをするものです。

次の606 ページ(4)高等学校等施設整備事業債は、県立学校の施設整備に充当するものです。

次の(2)県有施設等災害復旧債は、県立学校が災害による被害を受けた際の復旧に要する経費に充当するものです。

歳入合計では29億8,298万7,000円で、前年度に比べて9億1,612万円の増額となっております。増額の主な理由としましては、県立の特別支援学校トイレ改修に係る学校施設等整備費補助金、それから県立学校の施設整備に係る高等学校等施設整備事業債が増加したことによるものです。

続きまして、歳出です。607 ページ右側の説明欄に沿って主要なものについて御説明をします。

まず最初に、1施設整備費12億8,036万1,000円は、県立学校施設の改修や空調設備整

備などの施設整備に要する経費です。

下から2行目の設計調査等委託料は、高知若草特別支援学校ほか3校の特別支援学校のトイレ改修工事などの県立学校施設の改修工事等に係る設計委託、それから安芸桜ヶ丘高校の長寿命化改修のための設計委託に要する経費となっております。

次の608ページ3行目のポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託料、これにつきましては、学校に保管をしております高濃度のPCBが含まれた照明機器の安定器、それから変圧器等の処分に要する経費です。

次の施設整備工事請負費、これにつきましては、高知若草特別支援学校ほか3校のトイレ改修工事、それから高知工業高校の空調設備更新工事、それから安芸桜ヶ丘高校の長寿命化改修工事など、学校の施設整備に係る経費となっております。

市町村立学校等空調設備整備促進事業費交付金、これにつきましては、平成30年12月補正予算で御承認をいただきました債務負担行為の予算のうち、令和2年度割の予算の現年化です。市町村等が小中学校の普通教室にエアコンを設置する事業を支援する交付金でありまして、事業完了年度の翌年度に交付するものとなっております。

次に、2維持修繕費19億3,907万6,000円は、県立学校施設等の維持修繕に要する経費と南海トラフ地震対策としまして、県立学校体育館の非構造部材等の耐震対策に要する経費です。

次に、一番下にあります1教育の森造成事業費6,533万円について御説明しますので、609ページをお開きください。

2行目の教育の森造成事業費補助金とその下の教育の森施業転換資金利子助成補助金は、県立高校の教育の森の維持管理を行っております高知県森林整備公社への補助金です。

教育の森は、分収林制度を活用しまして得られた収益による教育施設整備と、もう一つは青少年の自然への理解と郷土を愛する精神を養うことを目的としまして、昭和43年に創設をされたものです。この制度において造林の役割を担う森林整備公社が、教育の森の植林や間伐などの森林経営を行うために過去に借り入れた借入金の元利償還金、それから公社の管理経費等に対して、教育委員会との契約に基づいて補助金を交付をしているものです。なお、森林整備公社においては、現在は収入間伐、それから国・県等の補助金の範囲でのみ事業を行っておりますので、新たな借入金は発生をしないようにしております。

次の2学校安全推進費2億949万8,000円につきましては、防災教育を初めとした学校安全の推進のための事業費です。

まず、安全運転講習委託料は県立学校において、原動機付自転車の安全運転講習を委託して実施するための費用となっております。

次の実践的防災教育推進事業委託料は、モデル地域を所管する市町村において、拠点校を中心に高知県安全教育プログラムに基づく防災教育等の推進に取り組むもので、そのた

めの市町村への委託料です。

次の高校生防災学習推進事業委託料は、高知県高校生津波サミットの一連の取り組みとして、2つの学習ツアーについて、旅行の手配等の業務を旅行業者に委託する経費です。

一つは、県内高校生が自分たちの防災活動の取り組みに生かすため、被災地での震災学習や現地の高校生との交流学习を行う被災地訪問。そしてもう一つは、世界各国の高校生たちと防災活動について協議を行う世界津波の日高校生サミットに参加するための経費となっております。

次の安全教育推進事業委託料は、モデル地域を所管する市町村等において拠点校を中心に、交通安全教育や防犯生活安全教育等の推進に取り組むもので、そのための市町村への委託料です。

次の防災教育研修会運営支援等委託料は、防災教育の充実に向けてさらに取り組みを進めるために、各学校の防災教育を含む学校安全の取り組み状況アンケート調査等の集計業務、それから学校全体研修として、全ての学校の教職員を対象に開催をしております防災教育研修会の運営補助業務を業者等に委託するための経費となっております。

次の自転車ヘルメット着用推進事業委託料と、自転車ヘルメット着用推進事業費補助金につきましては、高知県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が昨年4月1日に施行されたことを受けまして、児童生徒のヘルメットの着用を促すため、県内全ての小中高中生で、自転車通学をしている児童生徒を対象としてヘルメット購入費用を支援をしようとするものです。

まず、自転車ヘルメット着用推進事業委託料につきましては、県内の中学生や高等学校等の児童生徒を対象としまして、店舗でヘルメットを購入する際に1人につき2,000円を値引きする仕組みとしておりまして、各販売店での値引き額分の請求、それから支払い事務等々、またそれから自転車の安全利用の啓発などもあわせて、その団体に事業を委託して実施をするものです。

もう一方の自転車ヘルメット着用推進事業補助金につきましては、市町村立小中学校の児童生徒を対象として、学校の設置者である市町村がヘルメットに係る補助や助成制度を行っていることを条件に、県から間接補助という形で1人につき定額1,000円を市町村を通じて補助するものです。

下から3つ目の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金につきましては、子供の安全確保の体制を整備するために、学校や通学路等の巡回指導等を行うスクールガード・リーダーの配置、それから学校安全ボランティアの養成講習会の開催、見守り活動の実施に係る経費など、通学路等における安全対策に取り組む市町村に対して補助を行うものとなっております。

一番下の災害共済医療費等給付金、これは学校の授業や部活動中、登下校中などにおけ

る児童生徒のけが等に対し、日本スポーツ振興センターから給付される医療費等の支出に係るものです。

次に、610 ページ、事務費 7,270 万 1,000 円の主なものは、震災時に備え、県立学校の児童生徒、教職員用の水、食料等の備蓄物資の整備更新に係る経費、それ以外に、県立学校の児童生徒の学校管理下での事故災害に対応するため、日本スポーツ振興センターの災害共済に県が加入するための経費、それと県立学校に設置しております A E D の更新等に係る経費などです。

次に、1 文教施設等災害復旧事業費につきましては県立学校施設が台風などの災害で被害を受けた場合に備え、復旧に要する経費としてあらかじめ一定額の予算計上をお願いするものとなっております。

当課の令和 2 年度当初予算案の総額は 35 億 426 万 5,000 円です。前年度より 10 億 2,945 万円の増額となっております。増額の主な理由としましては、県立学校施設の長寿命化改修事業や体育館非構造部材等耐震化事業の工事費が増額となっていることなどによるものです。

次に、611 ページをお開きください。先ほど歳出の中で御説明をしました安芸桜ヶ丘高校の長寿命化改修工事につきましては、事業が 2 カ年に及ぶため、債務負担行為の予算の承認をお願いするものです。

続きまして、令和 2 年度 2 月補正予算案について御説明をします。お手元の資料④の議案説明書（補正予算）の 307 ページをお開きください。まず歳入について、節の区分に沿って説明をします。

3 行目の（6）学校施設等整備費補助金の減額、これにつきましては、文部科学省の交付金が当初の見込みを下回ったことによるものです。

下から 2 行目の（4）高等学校等施設整備事業債、これは県立学校非構造部材等耐震化事業の歳出予算の減額に伴い、地方債が当初の見込みを下回ったものです。

次に、308 ページから 309 ページにかけての歳出について御説明をします。総額で 1 億 6,341 万 8,000 円の減額補正となっており、ページ右側の説明欄に沿って御説明をします。

まず最初に、1 施設整備費の施設整備工事請負費の減額につきましては、高知若草特別支援学校の子鹿園分校において、国の補助事業の採択がなされなかったことによりまして事業の執行ができなかった部分について、事業費予算の減額をお願いするものです。

次の 2 維持修繕費は、県立学校体育館の非構造部材等の耐震化事業の入札において、設計調査委託料と修繕工事請負費に減額が生じたため、減額をお願いするものとなっております。

次の 1 学校安全推進費は、高校生防災学習推進事業委託料におきまして、入札により残額が生じたことによるもの、それから自転車ヘルメット着用推進事業委託料において、へ

ヘルメットの購入に係る助成件数が当初の見込みを下回ったことなどによりまして、減額をお願いするものです。自転車ヘルメットの助成につきましては、今年度は申請件数は一定あったんですけれども、助成券の発行はなされたものの、各家庭において助成券を手にしながらか実際の購入には結びつかずに、結果として着用率が伸び悩んだということもありまして、残念な結果となってしまいました。来年度は年度当初から、特に新1年生に対し重点的に着用に向けた啓発や助成制度の周知など、取り組みの徹底・強化をしていきたいと思っております。さらに、交通安全教育の拠点校におけるヘルメット着用推進に向けた取り組み、それから交通安全教育と啓発を効果的に結びつけながら、ヘルメット着用を一層促していきたいと考えております。

次に、310 ページは繰越明許費の変更をお願いするものです。

施設整備費と維持修繕費は、昨年12月県議会で御承認をいただきました繰越予定事業のほか、高知若草特別支援学校子鹿園分校のプール新築工事において基礎くい工事の施工箇所周辺の既存擁壁の強度不足が判明しまして、施工方法等についての協議に不測の日数を要したこと、それから高知小津高校の体育館非構造部材等耐震化工事におきまして、学校行事等との調整に時間を要しましたことなどを理由に日数を要しましたので、年度内の完了が見込めなくなった事業を追加をして、今回繰り越しの承認をお願いするものとなっております。

学校安全対策課からの説明は以上となります。

◎**今城委員長** それでは質疑を行います。

◎**土森委員** さっきPCBという話がありましたけれども、それはもう今年度で全部廃棄処分するわけですか。これ発がん性物質ですよ。

◎**中平学校安全対策課長** このポリ塩化ビフェニル廃棄物というものなんですけれども、これにつきましては、国の法令で、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法というのが平成13年に施行されておまして、これが平成28年度に改正がなされております。その中で、令和3年3月31日までに処分をしなければならないとなっております。高濃度のものにつきましては来年度が最終年度になります。これにつきましては、国が全額を出資しております処理施設がございますので、そちらと随意契約をして来年度中に処分を行う形になっております。

◎**土森委員** ゼロになるということですかまんですよね。

◎**中平学校安全対策課長** 現在学校で保有したものについては、全てそれで処分をする予定になっております。

◎**土森委員** もう最終処分場がなくなると思うんで、よろしくお願ひします。

◎**大野委員** 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費なんですけれども、これは今、学校の通学路なんかのボランティアで見守りとかって聞きましたが、これはソフト事業のみ

ですか、ハード事業には対応できないんですか。

◎中平学校安全対策課長 現状では、その地域ぐるみの事業については主にソフト事業になるんですけども、実際今回の地域ぐるみの中身をちょっと説明させてもらいますが、スクールガード・リーダーというものは地域で学校とか通学路の巡回をやっておるんですけども、この事業の中でそのスクールガード・リーダーへの謝礼というか報償金を市町村を通じて支払う形になっておりまして、県から補助金を市町村に支出しております。それ以外にも本来のボランティア、地域で安全見守り活動をしていただいているボランティアの方の養成費用なんかを、この地域ぐるみの事業でやっております。

この中でも地域で通学路の安全対策をしていく中で、関係機関が集まって通学路の合同点検をやっております。その中で道路が、改良を要するものとか、それから信号機の設置であったりとか、こちらは交通安全になりますけれども、防犯対策上交通安全対策の中でハード事業で対応しなければならないところもありますので、そこは道路管理者であったりとか、警察関係であったりとか、公安委員会であったりとかそんなところと協議をしながら、ソフト・ハード両面で対応していこうという形になっております。

◎大野委員 それこそPTAからの要望なんかを出して、警察にも話したんですけども、そういう協議会の中で出してあげても、市町村も財源がないということで、なかなかできない。具体で言うたら道路、通学路の防犯灯なんですけど、よく今防犯カメラなんかいろんなところに学校の関係で設置もしたりしているんですけども、防犯灯が財源がなくて、補助事業がないということもあってなかなかできないです。ほんでその市町村の中でも大きい道やない、ちょっと小さい通学路みたいなところにやりたい事業があつて、なかなか補助事業なんかもなくて厳しい状態なんですけれども、これなんか使えるんかなと、やっぱり今のところ、これはソフトにしか使えんのですよね。

◎中平学校安全対策課長 今、当課の予算につきましては文科省の予算になっておりますので、主にハード事業じゃなくてソフト事業が中心になっております。関係機関と協議もしながら、道路改良であったりとかいろんなハード整備が必要なところについては、そちらで協議をしながら、対応する機関で実施をしていただく形になると思います。

◎米田委員 非構造部材の耐震化ですけれども、17億円ですか、今年度何校何棟ぐらいやる予算なのかというのと、県下全体としては大体完了なんですか。

◎中平学校安全対策課長 この体育館の非構造部材等の対策につきましては、平成28年の9月補正で一番最初に、熊本の地震直後に議会でも予算をいただきまして、まずは体育館の調査を行って、それから設計委託をして工事を進めていく流れでやっております。現状で言いますと、今まで工事を進めてきた結果、あと18校残っております。来年度が計画の最終年度になっておりますので、その18校を来年度中に対策をする予定です。

◎米田委員 なかなか非構造部材の耐震化も頑張つてやられているんですけども、こう

いう事業は起債とか一般財源で国からの補助を使うんですか。

◎中平学校安全対策課長 基本的には、避難所に指定をされております体育館につきましては緊防債を活用することができます。それ以外にも学校施設整備に係る起債が活用できますので、それを充当するんですけれども、そちらの起債については地方交付税措置がないということで単なる借金になってしまうところもございます。

◎米田委員 せっかく非構造部材でやるんですけれども、大体来年度で何とかかなりそうということですが、例えば電気なんかもLED化とか、そういうのはやっていますか。

◎中平学校安全対策課長 体育館に水銀灯がついているところが多いと思うんですけれども、水銀灯も製造中止になるということですので、今回の改修で照明のほうもLED化をしていこうということで対応しております。

◎米田委員 それで、県立学校の体育館がどれほど地域の避難所になっているのかということ、避難所になった場合に電源の問題はありますが、エアコンのこともこれから問題というか、設置していきたいと思うんですが、今後の計画としてどんなに位置づけされていますか。

◎中平学校安全対策課長 避難所になっている学校につきましては、高校と特別支援学校を合わせまして37校だったと思います。あとエアコンの整備につきましては、全国的に避難所に対して空調を設置してほしいという要望もあって、必要性は非常に感じておるんですが、設置にかかる費用が膨大なものになってきます。小中学校の体育館でも面積が県立学校よりは小さいんですけれども、それでも最初のインシャルコストが1億円ぐらいかかったりとか、県立学校になると、あくまでも試算ですけれども1億5,000万円ぐらいかかってしまうということ、それからあと、設置した後も避難所だけに使うのではなく、ふだんの部活動であったり学校行事でも利用するとなると、そのランニングコストが非常にかかってきますので、そんなことも踏まえて、現状では財政面に対して、国へも要望をしていこうということでそういった活動はしております。

全国的なものも調査をしてみたいんですけれども、一部東京や大阪とか大きな自治体につきましては、スポットクーラーを避難所の際に局部的に、全館空調というよりはその避難所対応ということで、涼しくはない、暑くはない程度の空調、スポット的な空調を導入をして対応していこうということで、そういったところで整備が進んでいる自治体も一部ありますけれども、東京と大阪以外の都道府県につきましては余り整備が進んでいないということで、本県も今のところ普通県立高校につきましては整備がまだ進んでいない状況にあります。

◎米田委員 そのスポット的なものは持ち運びできる、動かして持ってきたりとかいうものですか、全国的に確かに大変でランニングコストも要るけど、ふだんそういう高知県のスポーツの状況から言っても、つけることがかえってそういう輪が広がるし、また強化を

していくという側面、かける値打ちはあると思うんで、ぜひ今後県としても検討していただきたいし、やっぱり全国的に国の補助がないと、大事業になるんで、そこら辺は頑張っ
て知事を先頭に制度の創設というか、そういうのを含めて急いでやっていかんと、毎年災
害は起こっていますので、そういうことを考えたときにぜひ前へ進むように、検討して
いただきたいと思います。

◎伊藤教育長 体育館のエアコンにつきまして、その必要性は非常に認識しております。
先ほど課長が答弁いたしましたように、ただ1カ所の費用は非常に高額であるというこ
とで、先ほどの体育館の非構造部材であったり、それから教室へのその避難所として使う学
校のWi-Fi整備とか、そういった形が災害対策のもとで国から助成制度とか支援が出て
おりますので、そういった国の助成制度みたいなものについて、全国知事会とかと一緒に
要望もしていきたいと思えますし、先ほど課長が言ったスポット的なものも含めて、費用
が軽い方法で何らか確保できるような方策についても、しっかり検討はしていきたいと考
えております。

スポーツにつきましても、一昨年、平成30年度の中体連が非常に暑くて、体育館でエア
コンを使ってやるというところで3カ所しかエアコンを使える体育館がなくて、令和元年
度は中体連、通常3日間で5日間に延長して、エアコンがきく体育館だけで全部の競技を
やったということもあります。そういった面でスポーツ推進の面でも施設的にそういった
ところもございますので、非常に大事な課題だと認識をして検討も進めていきたいし、国
に対しての要望もしっかりとやっていきたいと考えております。

◎浜田副委員長 自転車ヘルメットの件ですが、問題は高知市だと思うんですけども、
私が県庁に来るときに見ると、ふえた感じはあるんですが、高知市の数の増減はどんなに
なっているのでしょうか。

◎中平学校安全対策課長 高知市にも、今年度の助成券を活用してどれだけヘルメットが
購入されたか確認をとって見たんですけども、聞いたところによりますと、助成券の申
請件数は1,182件で、それを受けて実際お店で購入されたものが500件と聞いております。

◎浜田副委員長 高校生はどうですか。

◎中平学校安全対策課長 県立学校につきましては、これ中学校と高等学校ありますが、
合わせて助成券の申請件数が1,047件、実際購入につながったものが468件となっております。

◎浜田副委員長 私が想像していたより多いなと思うのと、それとこの減額があったり、
なかなか厳しい、これやらしい親からしたらすぐ飛びつくことだと思うんで、最初がふ
えるのは当然だと思うんですけども、これから徐々にその雰囲気というか、見た感じふ
えていくと自然と広がっていくのかなと思うのと、先ほど課長がおっしゃったみたいに新
入生を対象にやっていって、なかなかすぐにとはいかないと思いますが、数字を見る限り

進んでいると思いますので、引き続き取り組んでいただきたいと思います。と要請します。

◎桑名委員 教育の森ですけれども、今現在、教育の場として使われているところはもうないと思いますが、ただ、毎年この五、六千万円のお金をずっと払い続けていますが、山がある限り整備もしなくちゃいけないんですけれども、最終的にどうなって、ずっとこの6,000万円というものを払っていくのか。これを何か活用する、また木を売って、マイナスになったとしても社会的にこの木を使っていくようなことも考えていくのか。ずっとこの森林公社に五、六千万円を毎年払い続けるのか、今後の見通しはどうか。

それとこの教育の森って、高知県だけがやってるのか、全国的にこういった風潮がこの当時、昭和40年代というのはあったのか、高知県が森林県だからやろうとして今こんなになって残ってるのか。その歴史的な背景も教えていただければと思います。

◎中平学校安全対策課長 まず、他県でも同様の事例があるかということですが、どれくらいの都道府県でそれがあるかまでは把握はできてないんですが、これに類するものを持っているということは聞いたことがあります。

あと、教育の森の今後の見通しについてなんですけれども、昭和43年にこの事業が始まっております。当初、その木が大きくなるには50年契約ということで契約を結んでおりまして、今契約が満了する時期に来ておりますので、木の育成ぐあいなんかを見ながら、今この入札にかけて主伐に入るのか、それとも木の育成状況が余りよろしくないとか、それから山に入る林道の整備がされていなくて、搬出するにも費用がかかるということで、売ったとしても利益が出ないというところも加味をしながら、更新をするものについては10年更新という形でまた契約を延長することもあるんですけども、過去にこの教育の森を始めるときに必要な費用ということで農林漁業金融公庫、今の日本政策金融公庫から借り入れをしている費用なんですけど、この償還が令和22年度まで、あと20年ぐらい支払いが残っています。

あと、確かに現状でいくと、今木材需要が低迷していたりとか価格も低迷しておりますので、もしこれを入札にかけて売り払ったとしても、今まで投資した金額全てを回収することは難しいと考えております。今、事務事業の見直しの中で財政課とか本体の森づくり推進課は、これ以外にも森林整備公社の同様のこんな教育の森の類いのものを持っていますので、関係機関、関係課と協議もしながら、今後どうしていくかということも協議もしておるんですけども、これからどんどん満期が来る団地がふえて、令和8年前後に満期を迎える団地がかなり多くあります。その時期を見通して、その時点で契約を全部破棄をするのと最終年度までこれを管理をしていくのと、どちらが得なのか、そんなところも加味をしながら検討していこうと今財政課とも話をしております。まだその結論までには至っておりませんが、状況判断をしながら対応していこうと考えております。

◎桑名委員 ぜひお願いします。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で学校安全対策課を終わります。

〈幼保支援課〉

◎今城委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎戸田幼保支援課長 令和2年度当初予算案について御説明いたします。まずは資料②議案説明書（当初予算）の612ページ、歳入の主なものについて御説明いたします。

中ほどにあります12教育費補助金については、幼児教育・保育の質向上を図るための推進体制の整備、保育士の確保対策、私立幼稚園の運営、認定こども園の施設整備などに係る国からの補助金や交付金です。

12繰入金のうち4職員等こころざし特例基金繰入は、保育所、幼稚園などの高台移転を含む南海トラフ地震対策として、保育所、幼稚園などへの補助を行うために基金から繰り入れするものです。

11安心こども基金繰入は、昨年10月から開始しました幼児教育・保育の無償化に係る市町村のシステム改修費や事務費について、市町村に補助するために基金から繰り入れするものです。

次に、614ページ、歳出です。主なものについて説明欄に沿って御説明いたします。

1の幼保連携推進費は、保育所、幼稚園などでの園内研修支援や研修会などを行うことなどにより、各園における組織力、実践力の向上を図り、就学前の教育、保育の質向上と小学校への円滑な接続を図るものです。この事業につきまして御説明しますので、議案説明資料の青いインデックス、教育委員会の13ページの就学前教育の充実をお願いします。

3の令和2年度取組のうち、左側の教育・保育の質向上の取り組みの幼児教育の推進体制充実事業につきましては、保育者の指導力の向上を図るため、当課が作成しました教育・保育の質向上ガイドラインや園評価の手引きなどを活用して実施します、各園での園内研修に対して幼保支援アドバイザーなどを派遣し支援を行います。さらに、来年度は1の現状の3つ目の黒丸にも記載のとおり、特別な支援を要する子供がいる園が多いという実態を踏まえ、保育者の特別な支援を要する子供への対応力を向上させるため、臨時・パート職員を含めて、全ての保育者を対象とした特別な支援を要する子供の理解を深めるための悉皆研修を実施します。

次の保幼小連携・接続推進支援事業につきましては、子供たちの育ちと学びを小学校に円滑につなぐため、高知県保幼小接続期実践プランを活用し、各小学校、保育所、幼稚園などにおける接続期カリキュラムの作成や実施を支援いたします。来年度は田野町、越知町、黒潮町の3つのモデル地域の取り組みをさらに充実させるとともに、モデル地域以外の校区にも保幼小連携アドバイザーなどを派遣し、保幼小連携・接続に係る取り組みを強化することとしております。特に小学校につきましては、新学習指導要領に規定されたス

ターゲットカリキュラムとなりますよう、各教育事務所、小中学校課とともに取り組んでまいります。さらに、保幼小連携・接続推進シンポジウムを開催し、モデル地域の取り組みの普及や保幼小連携・接続の重要性について、小学校、保育所、幼稚園などが共通理解を図ることとしております。

続いて、右側の親育ち支援の充実の取り組みにつきましては、保育者の親育ち支援力の向上を図るための研修を充実するとともに、保育所や幼稚園などで良好な親子関係や子供へのかかわり方についての講話やワークショップを親育ち支援アドバイザーなどが実施します。また就学時健診など、保護者が必ず出席します機会にも実施し、より多くの保護者の方に子育てに対する自覚や意識を高め、理解を深めていただく取り組みを進めてまいります。特に保護者や3歳児以上の幼児に対して、基本的生活習慣の定着を目指し、各園が行う学習会などで活用していただくためのパンフレットやリーフレットを提供することにより、各園の取り組みを支援してまいります。

それでは、議案説明書の615ページにお戻りください。3の保育サービス促進事業費のうち、多機能型保育支援事業委託料と多機能型保育支援事業費補助金は、地域の高齢者や子育て世代などの交流の場づくりを進めるとともに、地域ぐるみの子育て支援を行うことが可能な多機能型の保育事業を実施するための委託料と補助金です。

次に、多機能型保育の委託料と補助金の間にある保育サービス等推進総合補助金は、年度途中のゼロ歳児から2歳児の受け入れに対応するために、あらかじめ基準を上回って保育士を配置した場合や、家庭に配慮が必要な子供に対して支援を行う家庭支援推進保育士を配置した場合の経費に対して補助するものです。

一番下のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーの方々の活動範囲を広げていただき、主に5歳児について保育所と連携して円滑に小学校に入学できるよう、保護者への生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導などを行っていただくために、市町村に委託しているものです。

次の616ページ、一番上の特別支援保育・教育推進事業費補助金は、特別な支援を必要とする子供や厳しい環境にある子供を受け入れている保育所などへの指導や支援、関係機関との連携を充実するために、市町村において親育ち・特別支援保育コーディネーターを配置した場合の経費や、医療的なケアが必要な子供を受け入れるために、市町村において看護師を配置した場合の経費に対して補助するものです。

5の保育士等人材確保事業費のうち、まず保育士等人材確保事業委託料は、高知県社会福祉協議会にあります福祉人材センターに潜在保育士の就職支援やマッチングを行うコーディネーターの配置や、高校生などに対して保育士という職を知ってもらうとともに、返還免除規定のある修学資金についての説明会などを実施するための委託経費です。

保育士修学資金等貸付事業費補助金は、高知県社会福祉協議会が実施しております、指

定保育士養成施設の学生に対する修学資金などの貸付事業の原資や事務費を補助するものです。

6の子ども・子育て支援事業費は、子ども・子育て支援新制度により、主に民間の保育所、幼稚園などの運営費について公費負担するうちの県負担分です。このうち子育て支援施設等利用給付費負担金は、昨年10月からの幼児教育・保育の無償化では、認可外保育施設などの利用料も給付の対象となりましたことから、その利用料の県負担分です。

次に、617ページの8保育所・幼稚園等施設整備事業費のうち認定こども園施設整備費補助金は、高知市、南国市、四万十市の幼保連携型認定こども園4施設の園舎の改築や増築などに係る補助です。

9の保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費については、令和2年度は3施設の耐震診断と1施設の耐震補強工事に対して助成いたします。各市町村においては、計画的に耐震化等の整備を行っており、令和2年度末の耐震化率は96.1%となる見込みです。

次の保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金は、令和2年度は四万十市の保育所の高台移転に対して支援いたします。ほかにも田野町、宿毛市で高台移転による整備を予定しておりますけれども、整備に複数年を要するというので、これらについてはこの議案説明書の619ページに債務負担に係る議案を提出しておりますけれども、このとおり債務負担行為の議決をいただくようにしております。

もとへ戻っていただきまして、11の保育料等軽減事業費のうち、次の618ページの一番上の多子世帯保育料軽減事業費補助金については、18歳未満の子供が3人以上いる世帯の第3子以降、3歳未満児の保育料を軽減あるいは無料としている市町村に対して助成を行うものです。

当課の令和2年度当初の歳出予算額は42億円余りとなっており、前年度に比べまして8億1,000万円余りの減額となっております。減額の主な理由としましては、令和2年度予算として支出を行います高台移転事業の件数の減と、子ども・子育て支援事業に係る県負担分の減によるものです。

令和2年度の当初予算については以上です。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

資料④議案説明書（補正予算）の312ページ、歳出について説明欄に沿って御説明いたします。

まず、2の保育サービス促進事業費は、家庭支援推進保育士などの保育士が確保できなかったため、事業費が当初の見込みを下回ったため減額するものです。

3の保育士等人材確保事業費のうち、保育士修学資金等貸付事業費補助金は、修学資金の貸付原資について、国からの補助金を県が受け入れ、県から貸付事業を実施しております高知県社会福祉協議会に対して補助するものですけれども、これまで貸付原資は国の補

正予算で対応されておりましたけれども、今回は国のほうが令和2年度の当初予算での対応となりましたため、補正予算で減額するものです。なお、国からの修学資金の貸付原資の受け入れと支出については、当初予算のほうに計上しております。

4の子ども・子育て支援事業費の子どものための教育・保育給付費負担金については、新制度に移行した民間の保育所、幼稚園などの運営費に対する県負担分ですが、人事院勧告に伴う公定価格の単価改定を4月にさかのぼって行うことや、処遇改善等加算Ⅱの申請箇所数がふえることなどにより、施設への給付額が増加することを見越して当初予算を計上しておりましたが、見込みを下回ったため減額するものです。

次に、313ページの5保育所・幼稚園等施設整備事業費は、大規模修繕を予定しておりました高知市の幼保連携型認定こども園が工事を中止したことから減額するものです。

6の保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費の保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金は、高台移転を予定しておりました1施設が用地買収などに時間を要し、事業着手を令和2年度に変更したことによる減額です。

以上、御説明いたしました歳出の減額に伴い、歳入についても減額をしております。

次に、314ページの事業名欄にあります保育所・幼稚園等施設整備事業費につきまして、本年度整備をしております高知市の1園と南国市の1園について、工事の遅延により年度内での完了が困難になりましたことから繰り越しをお願いするものです。

説明は以上です。

◎**今城委員長** 質疑を行います。

◎**米田委員** 保育料の無償化によって、今まで住民税非課税の方、保育料が給食費含めて無料の方が、逆に給食代の負担をしなくてはいけなくなった例はないですか。

◎**戸田幼保支援課長** 副食費につきましては、一定所得以下の方につきましては国のほうで免除となっておりますので、これまでの保育料を上回って副食費を払わなければならない御家庭というのは生じていないとなっております。

◎**米田委員** それと待機者は全県的にどんな状況になっているのか。

◎**戸田幼保支援課長** 昨年4月1日現在の待機者数が35名でした。直近でことしの1月1日現在の待機者数が243名と大幅にふえております。ほとんどがゼロ歳児と1歳児ということで、特にゼロ歳児についてはやっぱり産休明け、育休明けで復帰される方で保育園に預けたいという要望は多いんですけれども、それに対してなかなか保育士の確保が難しいということで、現場が対応できないということで待機児童が発生している状況です。

◎**米田委員** 毎年そうやったかなと思います。この1月1日時点で200人を超える方が待たれているんですけれども、4月になったら、新しく入所できるという人がそれなりにおいでるということよね。解消にはならないかもしれないですが、毎年、大体そういう見込みですか。

◎戸田幼保支援課長 特に待機児童が発生しているところは高知市が多くて、高知市もその解消のために毎年小規模、保育所じゃなくて小規模保育事業所というものの、大体19人以下の定員のところですけども、それを毎年1カ所ずつふやすとかいうことで対応して、待機児童を減らしていくということで取り組んでいます。

◎米田委員 しかし、今度の4月の見込みも解消の見込みにはなっていない、そこまではしていない、そういう意味ですかね。

◎戸田幼保支援課長 昨年の県・市連携会議の席で高知市長からは、令和3年度当初の待機児童ゼロを目指すという発言がありましたので、それに沿って高知市でも保育士確保であるとか、施設関係が対応をしていくと考えております。

◎山崎委員 就学前教育の充実で、課長が先ほど説明された特別な支援を必要とする子供の園が多いということで、新規で悉皆研修をするってすばらしいと思うんですが、これ特別な支援を必要とする子供がいる園にだけ悉皆ですか、それとも全部ですか。

◎戸田幼保支援課長 県内の全ての保育士の方、これ臨時職員、パート職員含めて全ての方に研修を受けていただきたいということで進めております。

◎山崎委員 幼稚園と保育園が一番進んでいると思うんですが、それでも全員にするってすばらしい取り組みだと思いますので、期待しております。

◎三石委員 614ページの幼保連携推進費で、幼保等と小学校との連携、これ非常に大事だということを以前から言わせていただいているんですけども、その部分、幼保連携推進費と幼保小連携推進事業費委託料がありますが、もう少し説明していただけますか。

◎戸田幼保支援課長 この幼保小連携推進事業委託料につきましては、今年度から田野町、越知町、黒潮町の3地域でモデル地域として事業をしていただいておりますけれども、それについて来年度は委託料という形で、こちらの町において公開授業であるとか公開保育、それから県外講師を招いての研修会であるとか、接続期プログラムを作成する印刷費であるとか、そういった事業を実施していくための委託料です。

◎三石委員 やってみて、以前に比べたらスムーズに連携ができている感じがないといけませんが、成果はどういうことが見込まれますか。

◎戸田幼保支援課長 昨年度までは当課単独での活動が多かったんですけども、昨年8月からの教育事務所、小中学校課、教育センター、当課で保幼小連携接続のプロジェクトチームを立ち上げまして、まず今年度はモデル地域に対する支援を事務所と当課とか小中学校課とか連携して集中的に実施しております。そのノウハウを踏まえまして、来年度はこのモデル地域以外の地域にも広げることとしておりまして、まず最初の取り組みとして4月には県内各地域、そんなに箇所数は行けませんけれども、幾つかの学校にこのプロジェクトチームのメンバーで訪問して、実際に1つ小学校のほうにもありますけれども、スタートカリキュラムが実際にどのように進められているか、そういったことも確認した上

で、そこで課題であるとか好事例があるとかそういったものを洗い出した上で、それを全県に展開していきたいということで取り組む予定であります。

◎三石委員 東部、中部、西部と各事務所がありますが、そこに幼稚園、保育園との連携を密にする形で教員を配置というか、そういう担当の者を置いたらどうかということで以前言っていましたが、そのあたりはうまいことしているということですか。

◎戸田幼保支援課長 当課の専任の指導主事ではございませんけれども、私どもが願う、その連携にかかわることについて十分に活動していただく、内部での人員配置はしていただいております。

◎三石委員 せっかく各事務所があるわけですから、義務の小中の担当がおるわけですから、そこと連携を密にして、幼保支援課もその地域で連携がスムーズにいくように、さらに取り組みを強化していただきたいと思うんです。それが一番いいんじゃないと思いますが、いかがですか。

◎伊藤教育長 以前にそういった御示唆もいただきまして、先ほど課長が御説明いたしましたようにことしから、そうした幼保だけじゃなくて事務所の力も借りながら対応を進めております。先ほど課長が説明しましたように、専任で幼保担当の指導主事という配置にはまだ至っておりませんが、それぞれの事務所の中で役割分担をして、幼保の担当者という指導主事を決めていただいております。そこにしっかりと力も借りながら、この就学前教育の充実について力入れていきたいと思っておりますし、その状況によりまして、また体制等も今後検討をしたいと思っております。

◎三石委員 予算が伴うことやし組織的なこともあろうかとは思いますが、せっかく東部、中部、西部と各事務所があるわけですから、そこに専任の幼保支援課から職員も配置して連携を密にしながら、幼保小の連携がうまくいくように、そんな形になってぜひやってもらいたい思いがあるんですけれども、組織的に予算的に難しいんでしょうか。

◎伊藤教育長 限られた定数の中でどのように役割、割り振りをしていくかということもございまして。冒頭に組織のところでも御説明いたしましたけれども、来年度各教育事務所に1名ずつ指導主事を増員するようなことにしておりますが、これも教育委員会事務局の中の定数を削減して、事務所のほうに強く充てた格好になっておりますので、そういったやりくりの中で、どうやっていくかを含めて検討をしていく必要がございますので、事業の推進の仕方とか成果なども見ながら総合的に検討したいと思っております。

◎三石委員 幼稚園、保育園とその就学前と小学校との連携はほんとに大事と思うんで、物すごい力入れないかんことだと思うんですよ。そういう意味においても、ぜひ組織的に、予算も伴うものですが充実をしていただきたいと思います。せっかく教育事務所があるわけですから、たくさんの方を持っている先生方がいるじゃないですか。そういう人と協力してやっていくのが一番いいと思うんです。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で幼保支援課を終わります。

〈小中学校課〉

◎今城委員長 次に、小中学校課の説明を求めます。

◎黒瀬小中学校課長 小中学校課の令和2年度の当初予算及び令和元年度補正予算について御説明をします。議案説明書資料②当初予算説明資料の620ページをお開きください。まず、歳入の主なものについて御説明をします。

中段の9国庫支出金の6教育費負担金は、小中学校の教職員人件費に対する国庫負担金です。

2国庫補助金の12教育費補助金は、放課後等の学習支援員や部活動指導員の配置及び東日本大震災の被災児童生徒への就学支援などの事業費に対する国の補助金です。

10教育費委託金は、国の委託事業で、在外教育施設派遣教員や国の指定を受けた調査研究事業などに係るものです。

14諸収入につきましては2つございまして、1受託事業収入は、理科教育を推進する取り組みであります科学の甲子園ジュニアの県代表チームの選考について、主催団体から委託を受けており、その委託費を受け入れるものです。

次のページの19教育委員会収入は、期限つき講師等の雇用保険料の個人負担分などを受け入れるものです。

続きまして、歳出について御説明をします。622ページをお開きください。

小中学校費ですが、右側の説明欄で主なものについて御説明をします。

1小学校教職員人件費と2の中学校教職員人件費は、小学校3,081人、中学校1,959人の教職員の給与費です。

3小学校教職員旅費と4中学校教職員旅費は、いずれも教職員の研修や修学旅行の引率などに要する教職員の旅費です。

教育事務所費は、県内の3つの教育事務所の管理運営費で、清掃等委託料や事務費などです。

次のページ、上から3つ目の6管理諸費は、教職員の人事管理経費や校長、教頭の管理職研修、小規模小中学校の教科指導を支援するための非常勤講師を配置する経費などです。

次の総合人事給与システム改修等委託料は、今年度構築をいたしました学校基本調査用のサブシステムと総合人事給与システムを連携して検索や抽出等の機能を追加するため、外部の業者に委託するための経費です。

次に、7指導諸費は、教科書の採択について審議いただく委員の報酬や小中学校の教育課程における教育活動を推進するために要する経費です。

8学力向上推進対策費は、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業の

経費を計上しております。

下から2つ目の学習問題作成等委託料では、単元テストシステムに掲載しております中学校数学の問題を学習指導要領の改訂に合わせて編集し直すものです。

次に、一番下の学力状況調査委託料は、全国学力・学習状況調査等から明らかになった課題を改善するために、小学校4年生・5年生と中学校1年生・2年生の全児童生徒を対象とした高知県独自の学力調査を実施することとし、問題の作成、採点、集計等の業務を委託するものです。

次のページ、一番上の放課後等学習支援事業費補助金は、児童生徒の基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立を図るために、放課後及び長期休業期間に実施する補充学習の支援員の配置を行う市町村に対して支援を行うものです。

部活動指導員配置促進事業費補助金は、中学校の文化部の活動を担当する教員を支援し、部活動の質的向上を図るため、単独で指導や引率等ができる部活動指導員の配置を行う市町村に対して支援を行うものです。

学校運営協議会制度推進事業費補助金は、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会の設置に関する効果的な支援を行うことで、地域とともにある学校づくりを推進するため、市町村が実施しますコミュニティースクールの導入に要する経費に対して支援を行うものです。

事務費ですが、この中には、チーム学校の基盤となる組織力の強化に取り組むため、中学校において複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する教科の縦持ちの指導助言を行う組織力向上エキスパートの報酬費や、メンター制など組織的な人材育成や授業力の向上を図る取り組みに要する経費を計上しております。また、各学校が作成した学校経営計画に基づいた学力向上対策などへの指導助言を行う学校経営アドバイザーの報酬及び指導主事等の活動費などが含まれております。そして今年度4教科で実施しております授業づくり講座を理科、社会、複式教育においても開講いたしまして、自発的に授業改善を進めることができる取り組みを進めることとしております。

次に、9豊かな心を育む教育推進費は、子供たちの夢や志をかなえるもととなる力を育てるとともに、自尊感情や規範意識などをはぐくみ、豊かな人間性を培っていくために、キャリア教育や道徳教育を推進するものです。

最後の事務費については、キャリアパスポートの重要性について、中学校と高等学校で共有するための協議会の開催や、各地域で道徳教育を推進している教員の質的向上に向けた連絡協議会の事業費、またキャリア教育や道徳の副読本の増刷費用などです。

下の計の欄ですが、これら令和2年度の小中学校課の予算は390億8,357万4,000円で、対前年度比5億393万5,000円の減となっております。

以上で小中学校課の当初予算の説明を終わります。引き続き令和元年度の補正予算につ

いて説明をしますので、資料④の補正予算説明書の316ページをお開きください。

1 管理諸費は、平成30年度に受け入れた義務教育費国庫負担金について、算定誤りにより国から過大に交付を受けていたために返納するものです。

次に、上から3つ目の2学力向上推進対策費、1つ目の放課後等学習支援事業費補助金は、市町村等教育委員会が行う放課後等学習支援員の配置に対しまして、3分の2以内または5分の3以内の補助を行ったものです。減額の理由としましては、今年度国費が大幅に減額されましたので、予算額と交付額との間に差額が生じたためです。

次の部活動指導員配置促進事業費補助金は、当初見込んでいた配置人数より少なくなったことから、補助金の不用額が発生したものです。

以上で小中学校課の説明を終わります。

◎今城委員長 それでは質疑を行います。

◎米田委員 資料2の623ページの学力向上推進対策費ですが、最初のこの学力向上等調査研究事業委託料は、これは試験をつくるんですか、学力状況調査とは関連しているんですか。8番のこの一番上と4つ目と違いを教えてください。

◎黒瀬小中学校課長 学力向上推進対策費のほうの調査研究委託料につきましては、国からの調査研究事業、いわゆる国の指定校を受けておりますので、そこからの委託になっていきます。学力状況調査委託料につきましては、県でやるほうの調査の業者への委託料となっております。

◎米田委員 その質問のテストの中身もそれから添削も含めて、その業者がやるということなのかということと、例年同じ業者ですか、契約や入札はどんなふうにしていますか。

◎黒瀬小中学校課長 業者の選定につきましては、プロポーザルで選定をしています。ことしの業者につきましては昨年と同じ業者になっていますが、委託は一昨年以前も業者には入っていただきまして、いわゆる印刷とか配送とかそういうものは業者にしていただきました。一昨年度以前は問題作成は全て県教育委員会で行っていました。当然ながら指導主事の専門性を生かして問題を作成するわけですけれども、その業務量というところもございますし、指導主事もいろいろと考えて問題をつくるわけですけれども、それが学習指導要領にきちんと準じた正しいものになっているかとかいうところの判断もあり、またつくったものの正答率が非常に低い問題になっていたりというものもありましたので、昨年度から業者に問題作成までを委託して行っている状況です。

◎米田委員 平成29年までの業者と平成30年からの業者、契約の相手は全然性格違うんですよね。その物理的な運搬とかそういう配送とか含めて、添削はせずに、だから2年前からは添削もして問題もつくり、そういうことになったということですか。

◎黒瀬小中学校課長 おっしゃるとおりです。

◎米田委員 おととしからはプロポやけれども、同じ業者ということで県内の業者なんで

すかね。

◎黒瀬小中学校課長 県外の業者です。

◎米田委員 有名な学習教材の大手の会社ですか。

◎黒瀬小中学校課長 そうです。

◎米田委員 この12月の議会もいろいろありましたけれども、その添削したデータとかを全て教員に返還されるのではなくて、一定データそのものは、入力したものを向こうは向こうでその業者がずっと持っているわけですか。

◎黒瀬小中学校課長 一定期間は持っております。

◎米田委員 その一定期間というのは何か契約で決めていますか。

◎黒瀬小中学校課長 その期間までは定めていません。

◎米田委員 定めていないのに一定期間と言えないのでは。

◎黒瀬小中学校課長 業者の中で話をする中では、業者も守秘義務等がございますので、当然それは表には出さないというところで、またその集計の分の一定の蓄積がありますので、その蓄積期間を過ぎたものについて、個人データ等については、当然ながらその業者の個人情報に従って破棄するという事は聞いています。

◎米田委員 いつ破棄するのかとか、そのデータと言われますが、まだ2年しかやっていないですからね。だからいつまで蓄えるのか。それで、その業者は学習教材関係の大手の業者ですから、後々みずからの営業にも活用できるわけです。そういうことまでさせてはいけないわけで、そこはやっぱり契約書なり仕様書などでちゃんとしておかないといけないんじゃないですか。

◎黒瀬小中学校課長 次回からの契約のときに、少しその部分についても業者と話し合っ
て決定していきたいと思います。

◎米田委員 あと、実施時期は学校ごとにやってかまわないということやったかなと思いますが、大体いつごろかというのと、プロポでやった去年、おととしと何社ぐらい参加しているんですか。

◎黒瀬小中学校課長 まず、実施時期は12月の上旬で小学校、ことしに限ってですが、中旬で中学校ということになっています。プロポーザルに参加したところについては4社以上になっています。

◎米田委員 わかりました。それと課長が最初説明されたときに、その全国学テで明らかになった課題について、そこを理解させる、理解できたかどうかという到達を評価するための、把握するための調査ということだと説明されたと思うんですけども、例えば去年の12月やった人は小学校4年生・5年生で、その4月にやった人は6年生よね、本人たちが受けたわけじゃないわけですよ。他の生徒、学生が受けたものが、結果を見て、違う下の学年の5年生・4年生に明らかになった課題だということ適用できますか。理屈とし

ておかしい話なんですよ。

私たちがテスト自体は、子供たちの一人一人の到達点がわかって一人一人に返すというテストは、それなりに必要ですからやったらいいと思うんですけども、今の理屈からしたら、6年生の先輩の子供が受けた結果を見てこういう傾向があるということで、それを解決、理解させるために、1学年・2学年下の子供たちに受けさせるというのは全くおかしくないですか、理屈が通りませんよ。

だから今まで教育行政が言ってきた、そういう学力テストをやるという意味は、全体の傾向も知りたいし、しかし中心は一人一人の到達点を明らかにして一人一人に返して、それを改善していくための調査として把握をするためにやるという理屈からしたら全然関係ないじゃないですか。逆にこの間、問題になってきた、テストのための県版学テに見えますよ、これ。だから、教育長はずっとそのテストのためのテストみたいにしてはいかんと言われていたんですけども、そう言われても、しかし実態はそんなに見える思うんですが、それはどんなふうに考えますか。

◎黒瀬小中学校課長 先ほどの説明の中で十分意図が通じなかったところはあるかと思いますが、この県版学力調査を実施するのは、やはり全国学力調査とともに実施することによりまして、4年生から中学校3年生までの子供たちの経年、それも個々の経年の伸びが見られたり、強み弱みがはっきりしてまいります。全国学力・学習状況調査の結果だけを取り出してこの県版学力調査を実施するのではなくて、2つをともに行うことで6年間の経年で子供たちがどう伸びたか、またそのクラスがどういう傾向があるのか、また学校ごとにどういうふうにその学年の伸びが見られていくのか、こういうものをきちっと分析をしながら、個々に子供たちに返していく部分と教員みずからが授業改善していく部分と、それと学校が学校の施策として学力向上対策がうまく回っているのか、こういうものをチェックする役目がありますので、そういうことで、県版のほうは4年・5年、中1・中2と実施しております。

◎米田委員 余り理屈言うてもいかんけれども、しかし、動機はやっぱり小6の学テ、中3の学テから出発しちゅうがじゃないですか。それを補足のために4年生、5年生、中1、中2でやるようになったわけでしょう、県版学テが後ですから。だから、本来そういうことをしなくても、今まで先生がクラスでやりゆうことが、それぞれ一人一人の子供に当てた勉強をやりゆうわけですから、わざわざまた全国学テの上に県版学テも私はやる必要はないと思いますが、意見がちょっと違うんで、教育長何かありますか。

◎伊藤教育長 今課長も説明しましたけれども、せつかく全国学テ、小6、中3とやられている。それが3年間やりっ放しということでもなく、それが継続して年度年度で、全体でありその個々の子供たちの学力状況を見るためにしっかりとやっていく、毎年やらせていただいているということですので、御理解いただきたいと思います。

◎米田委員 私は学校の先生や教師集団を信頼して、小6でやる、中3でやる学テを受けて、それぞれの先生は毎年県版学テをやらなくても、十分理解されていないことについては努力してやっているわけですから、私はそう思っているんで、ぜひ引き続き検討もしながら対応していただきたいと思います。

この学テの問題で、ちょっと不登校の問題とも関係しますけれども、人権教育課が出しているやつですが、不登校になった本人から聞いていないということですがけれども、やっぱり不登校の子供たちの要因というか、最初のきっかけは学業の不振というのが2つ目に入っているわけですよ。先生が見ても学業の不振というのが第3番目になっていて、小学校、中学校、高校というのは確かに学ぶことが生活の中心ですから、これがつまづいたりしたらやっぱりいろいろ、友達関係なんかも含めて本人のストレスになっていくわけですよ。だから不登校やいじめの問題の、その学業が不振だからというだけではなくて、そこを起点にして友達との関係とかでいろいろストレスを抱えたり、卑下になって悲観をしたりとか、いろんなストレスがたまる中での私は問題行動があると思っていますけれども、ぜひそこは県の教育委員会としても、そのかかわりなりをよく見ていただいて、そういうことを未然に防ぐ、予防していく観点からも、そこに1つは焦点を当てて、ぜひ研究というか評価、分析していただきたいと思うんですが、その点はどうでしょうか。

◎黒瀬小中学校課長 冒頭のほうで説明もありましたが、来年度から全部の小中学校に不登校を担当していただく教員ということで、これは専任ではないんですけれども、配置をします。その方への研修とか、またその方が、未然に防止するのがやっぱり一番重要ですので、その未然防止の対策については各学校ごとに状況も違います。そういう意味ではその方が中心となりながら、管理職としっかり連携をとって、未然防止のための各学校でのプログラムといいますか、そういうものをつくっていただきながら、またそれで県もその担当課が学校に入りながら、きちんと未然防止が生きて働く対策がきちんと各学校でとれるように実施していきたいと思っています。

また、学校経営計画の中にもその不登校が横断的な対応になりましたので、一定横断的に知・徳・体の中でその不登校対応、先ほど委員おっしゃられました、やはり学業不振というのも一つの引き金になる場合がありますので、そういう部分ではやっぱり知の対策が必要な部分もありますし、徳の対策が必要な部分でもあります。そういうところで横断的に各学校が対策を打てるように様式を変更したということもございますので、しっかりとやっていきたいと思っています。

◎米田委員 最後に一言。

◎今城委員長 そろそろまとめてください。

◎米田委員 不登校の担当の先生をつくることで、専任ではないですけれどもと言われましたので、やってみてあれですが、先生は結局日常の庶務、所管しているものがいろいろ

ある中で担当だけふやすということにはならないと思うけれども、例えば単元持ちながらとかいうことになるとなかなか大変ですよ。言い方悪いけれども、自分の担任以外のクラスまで見ているところじゃない、そこまでしたら結局働き方改革からも逆行するわけですから、効果を上げながら、しかしその人の、担当の先生の負担はそれでも軽くなっていく対応の仕方をせんと、やっぱり真の解決につながっていかんと思いますので、これはまた後の課の問題ですけれども、そういう思いをしています。

考えていることはわかりました。

◎山崎委員 関連して。私も県版の学テ、自分が現場におるときは1月に実施していたんですけれども、12月の実施になったということで、さまざまな意見あると思うんです。

現場の教員からは、やはり12月にやることで早くその学年の習熟度が把握できて、その学年の中でつまずきが気づけるということなんかの意見が多いかなと思います。もう少し早く返ってくると、なおいいという意見なんかもありまして、そこなんかちょっと業者も大変だと思うんですけども、早く返してくるところもあると思います。ことしは12月中旬に設定したということもあって、期末テストも終わり通知表の業務も終わりということで、働き方改革との連動でいうてもすごくよかったのかなと思うんですが、ちょっと時期を早めて、課長、少しく現場なんかで出てきてます効果とか課題とか何かがあれば、少し教えていただけたら、まだちょっと検証できていないかもしれないですけども。

◎黒瀬小中学校課長 やはり業者を導入したことによりまして、返ってくるまで2カ月かかります。と言いますのも、採点だけではなくて、個々の児童生徒のつまずきの分析まできちんとした個表まで返していただきますので、それには一定やはりそれぐらいの時間が必要なのかなと思っています。

そういう意味で、業者を入れることによって、当然ながら事務局内の働き方改革は進んだと思っておりますし、学校のほうでは、やはり業者の問題は一定過去問がありますし整った問題が多い。また、これから今目指している、学習指導要領の改訂に対応したような問題もたくさん業者が持っておりますので、その業者の問題をそのまま我々が活用するんじゃなくて、業者が示す幾つかの問題の中から、県教育委員会がチョイスをして毎年選ばせていただくということがありますので、それは県の課題に応じた問題を我々は選んで、子供たちに実施していただいている状況です。

◎山崎委員 最初県版が導入されたときは現場もいろいろ言っていたんですけれども、今大分意識が変わってきて、早く返してもろうて早くつまずきを知りたいとか、冬休みの補習に力が入ってきたとか教員の意識が変わってきていると思いますので、できるだけ早い返すと、あと働き方改革も含めて、このテストが一定定着してきたら、事務局の負担も含めて、業者委託というのは一つ働き方改革の方向として私は進むべき方向なのかなとも思います。いろんな意見があつていいと思いますので、早くテストを戻せるよう要請です。

◎大野委員 ちょっと親の立場から言わせてもらいますと、業者の選定は公平、公正にやっていたきたい。これはもう大前提なんですけれども、テストはすごくよくできていて、ほんとにうちの子供なんか弱点だらけで、子供の弱点がわかるというのはいい点だと思いますし、先生も自分がこうやってきて、その弱点がわかると思うんです。

子供も成長できるし、先生も成長できる。そういう点では、この県版の学テは物すごく意義があるんじゃないかなと自分は親としては思うんです。やっぱり先生にも子供にも成長してもらわなければいけないので、いろいろ議論はありますけれども、これは続けていただければ、学力の向上につながっていく、子供の成長にもつながるんじゃないかなと思っています。

そういった中で最近困っていることがあって、その地域の中でいろんな議論もさせてもらっているんですが、小中学校課でいいのかわからないんですが、今度コミュニティースクール、学校運営協議会というのができました。今までその地域の中では学校地域支援本部とか、それがまた名前も変わって地域学校協働本部とか、何か同じようなメンバーが集まって会をするんですけれども、この間も市町村の教育委員会にも来てもらって、僕もいて、会の中でその面々はそれがどういうものなのかがなかなか把握できていなくて、一体その学校地域支援本部はどんなものか。県版の学校地域何とか本部ってありますよね。それもあったり、3つも4つも同じような会があって同じようなメンバーが来て地域で会をしているんですよね。それぞれの違いがわかるようなもの、ポンチ絵でも何でもいいですが、それがあったら説明もしやすいし、これはこういうものですよというのがあったらと思います。

◎黒瀬小中学校課長 地域学校協働本部事業は生涯学習課になっておりまして、この学校運営協議会、いわゆるコミュニティースクールは小中学校課が担当しています。国の説明の中では、コミュニティースクールは学校運営協議会を設置することが大前提になっておりまして、その学校運営協議会はいわゆるその学校のブレーン、学校経営計画をどう進めるのかを校長がその運営協議会で説明しないといけません。学校経営をその運営協議会の皆さんが承認して学校経営がスタートするということになりますので、一定地域の方々の意見を交えた学校運営をきちんとしていくというところがコミュニティースクール、学校運営協議会になっておりまして、その学校運営協議会でこういうことをやりたいと、この学校は子供たちの登下校、自動車が多いので見守りをやらないといけないということになったときには、今度は地域学校協働本部のほうにそれを依頼していく。地域学校協働本部はいわゆる実動部隊ということと、ブレーンと実動部隊というような形、この両輪が整ってこそ次世代の学校ですということを、国は言っています。

◎伊藤教育長 課長の補足をしますけれども、県版というのは、そこに民生児童委員が入って見守り活動が入ったものを簡単にいいますと県版ということで、いじめであったり不

登校であったり、そういったことに関してより積極的に民生児童委員にかかわっていただいてというものを、県版の本部という形で定義をしております。

◎大野委員 この間まで学校地域支援本部というのをつくってやってきたところに、またコミュニティーのほうが入ってきて、その県版の福祉を入ったらとか、何かそこら辺が整理ができなくなってしもうて、なかなか現場は大体同じ方がやって、特に小さい市町村なんかはやっぱりそういうことがありますので、できたらわかりやすい何かがあったらありがたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

◎黒瀬小中学校課長 先ほどの米田委員へのお答えで、内容を若干誤った部分がありましたので訂正します。県版学力調査のほうで業者を5社指名いたしまして、結局プロポーザルにことし参加していただいたのは1社のみと。先ほどプロポーザル4社と言いましたけれども、プロポーザルは1社のみと、指名は5社させていただきました。

あと、もう1点、午前中の山崎委員からの御質問がありまして、卒業式でのマスクの着用についてどう対応しているということで、一定大きな市に聞き取りをしました。持っていない児童生徒に対しては、防災用の備蓄倉庫が各学校に、これは高知市ですけれどもあります。そこにマスクが常備されているということで、生徒分はマスクは行き渡るということです。ただ、参加者まで行き渡るかどうかは各学校の防災の備蓄倉庫を見ないとわかりませんが、生徒のほうは必ず行き渡る形で、着用義務ということでやっているということでありました。また、行き渡ってないところにつきましても、足りない枚数について事前に市教委が聞き取りをして、必要な枚数を学校に配っている状況もありますし、大体大きな学校については、ほぼ子供たちはマスク着用をして卒業式が挙行できる状況を聞き取っております。小さな学校につきましても、なかなか準備ができないというところもありますから、そういうところはできるだけ間をあけるなりということで、確実な予防対策をしながら実施するように、各市町村のほうで指導を徹底しているということをお聞きしますので、御報告をします。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で小中学校課を終わります。

ここで休憩いたします。再開時刻は15時20分を予定しています。

(休憩 15時8分～15時20分)

◎今城委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈高等学校課〉

◎今城委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎竹崎高等学校課長 令和2年度当初予算につきまして御説明をいたしますので、お手元

の資料番号②当初予算の資料の625ページ、主要項目を中心に説明をします。

まず、歳入ですが、当課の歳入の主なものは、科目欄の上から3つ目、11教育使用料と、その2つ下の12教育手数料の高等学校等就学支援金制度による就学支援金と、専攻科を含む県立高等学校の授業料、受講料、県立中学校・高校を受験する際に徴収します入学手数料、県立高校入学時に徴収します入学料です。

次の626ページ、科目欄の上から4つ目の12教育費補助金の区分の欄、(9)の高等学校費補助金につきましては、高等学校の授業料の支援のため、高等学校等就学支援金交付金と授業料以外の教育費の支援としましての奨学給付金として、高等学校等修学支援事業費補助金などを計上しております。

次に、科目10財産収入のうち、生産物売払収入は、農業高校等の実習において、生産・加工したものや土佐海援丸の水産実習時の漁獲物の売払収入です。

次の627ページの科目欄上から2つ目、特定寄附金の区分(11)の高等学校費寄附金につきましては、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングとして資金を募集し、宿毛工業高等学校の授業等で利用する測量機器の購入に充てようとするものです。

629ページの4管理指導費は、人事関係業務や校長会等開催経費、県立中学校・高校の教育活動を推進するための支援指導に要する経費などです。

次の630ページ、5高校教育推進費ですが、全ての学校が特色ある教育活動を推進するとともに、学校組織マネジメント力を高めることにより、チーム学校づくりの推進や、生徒一人一人の進路実現の支援、学習意欲を向上させるための各事業をこの中で実施をする予定です。

教育委員会の議案説明資料6ページをお願いします。令和2年度の取り組みですが、まず、基礎学力定着に向けた取り組みの充実といたしまして、全国的な共通指標である学力定着把握検査を実施いたしまして、生徒の学力状況や学校の取り組みの課題を把握した上で、学校支援チームによる学校への訪問指導を通じて、学校経営計画に基づく組織マネジメントの進捗管理を支援するとともに、D3対策も含め、多様な進路を希望する生徒へのよりきめ細かな組織的・体系的な指導体制を構築してまいります。

また、中退防止や学力向上のための学習支援員の配置につきましても継続して実施をしてまいります。

次の多様な学力・進路希望に対応した指導の充実を図るために、教職員がきめ細かな指導支援をしていくことができるよう、教科指導力向上事業や産業教育のさらなる充実を目指し、産業教育に携わる教員の指導力向上を図るための研修等を強化してまいります。

生徒の目的意識の醸成や社会性の育成に向けた取り組みの推進としましては、進路実現や社会的・職業的自立に向けインターンシップや県内企業理解の促進、学習記録ノートの活用や仲間づくり合宿など、社会で必要となるコミュニケーション能力の育成や、社会性

が身についていない生徒への支援を行ってまいります。

また、A I 教育の推進といたしましてはSociety5.0社会の到来を見据え、デジタル技術が進展する社会に対応した新たな教育を推進するため、高等学校6校を拠点校として、探究学習などについての研究に取り組みます。県立高校にはこれまでの授業用パソコン整備計画を見直し、令和4年度までに各校に生徒及び教員が活用できるタブレット型PCを41台導入していく予定です。拠点校には、来年度できる限り早くタブレット型PCを整備し、これを活用した効果的な授業等について研究し、その取り組みと成果を全校に普及していくことを計画しております。

続きまして、多様なニーズに対応した教育機会を提供するための経費といたしまして、現在設置の準備を進めております、県立での公立中学校夜間学級についての経費がございます。本会議においても説明をさせていただきましたが、令和3年4月の開校を目指し、現在の高知江の口特別支援学校の校舎を使用することとして準備を進めてまいります。

②当初予算資料の630ページの基礎学力把握検査等委託料につきましては、先ほど説明をいたしました、学力定着把握検査に使用するものです。

全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金につきましては、全国高等学校総合文化祭は、芸術・文化活動のインターハイともいわれ、令和2年夏に本県で初めて開催をいたします。この負担金は、平成30年6月に設立された第44回全国高等学校総合文化祭高知大会高知県実行委員会が行う諸会議の開催、大会開催、大会の広報活動、国際交流事業等の大会運営経費です。負担金交付については昨年同様、負担金の交付に係る双方代理の事前承諾をお願いします。当負担金は、教育長が会長である第44回全国高等学校総合文化祭高知大会高知県実行委員会に対する支出です。教育長が代表である団体への負担金につきましては、民法第108条の双方代理の関係に当たり、同一の法律行為について、相手方の代理人として、または当事者双方の代理人とした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなすとされております。実行委員会において、負担金の申請、請求、受領などの権限を副会長に委任し、双方代理を解消する予定ですが、加えて同法同条「ただし、債務の履行及び、本人があらかじめ許諾した行為についてはこの限りでない」を踏まえ、双方代理による契約を有効なものにするために、教育長が代表である団体への負担金であり、契約の本人である議会から事前許諾をいただきたく、御説明をしております。

次の631ページ、8就職支援対策事業費ですが、各校の就職支援を目的として就職アドバイザーを配置するもので、令和2年度は県内9名を就職アドバイザーとして配置し、生徒への就職支援などに取り組んでまいります。

9の県立中学校等運営費から633ページの14、定時制高等学校運営費までの経費は、県立中学校4校、全日制高校33校及び定時制高校12校の学校運営、産業教育設備の整備、農林水産実習に要する経費、水産指導実習船の運営に要する経費です。

続きまして、特別会計について説明しますので、850ページをお開きください。この高等学校等奨学金貸付事業は、高等学校等への進学を経済的な理由で断念することのないよう奨学金を貸与するものです。まず歳入ですが、区分（1）の貸付金元金収入は貸付金の返還金です。

次のページに移りまして歳出ですが、令和2年度の貸与見込み者数は新規350名、前年度からの継続348名の計698名を予定しております。説明欄の奨学金市町村事務処理交付金は、市町村にお願いする中学校3年生の予約奨学生の募集等の事務について、その事務費相当分を市町村に交付するものです。

結果として、令和2年度高等学校等奨学金特別会計予算総額は、2億4,897万1,000円。前年度比5,956万7,000円の減となっております。

以上で高等学校課の令和2年度当初予算の説明を終わります。続きまして、令和元年度補正予算について説明をしますので、資料④補正予算の317ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、科目欄の上から3つ目の11教育費補助金は、県立中学校特別支援学校における1人1台タブレットを整備するための公立学校情報機器整備費補助金を計上したことなどによる増額です。

次に、歳出について御説明いたしますので、次の318ページをお開きください。

2 高等学校費の減額理由は、報酬や共済費等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、319ページの繰越明許費明細書についてです。これは公立学校情報機器整備費補助金を活用した県立中学校及び特別支援学校の1人1台タブレット整備について、国の補正予算に対応し、次年度に繰り越すものです。

続きまして、特別会計について御説明いたしますので、409ページをお開きください。

高等学校等奨学金貸付事業は、奨学金貸与者数が当初の見込みを下回りましたために、不要となりました貸付金及び市町村への貸付事務費交付金等を減額するものです。結果として、当初の特別会計歳出予算総額3億853万8,000円が1億2,076万5,000円の減額となり、1億8,777万3,000円となっております。

以上で高等学校課の説明を終わります。

◎今城委員長 それでは、質疑を行います。

◎三石委員 高校教育推進費のところ、この前の一般質問で党を代表して梶原議員が質問した夜間中学校のことについて答弁がありましたが、今の江の口特別支援学校の場所を使うことの答弁もあったわけですが、そこへ至るまでの経過、今までの取り組みも含めてお聞きしたい。

◎伊藤教育長 これは、この後に報告事項で資料を用いて御説明させていただくようになっておりますので、それでよろしいでしょうか。

◎三石委員 構いません。

◎米田委員 12月議会でも問題になりましたが、630ページの基礎学力把握検査等委託料、年に2回やる高校も何校もありましたよね。全体の実施状況、実施計画を言ってもらえますか。

◎竹崎高等学校課長 この検査ですが、3種類の検査を活用して実施をしております、まず基礎力診断テストというテストを活用しているのが29校です。これまでは、1年生・2年生でそれぞれ2回ずつ、それから3年生で1回実施をしております。

それから、応用力を見る検査問題が2種類ございまして、1種類のほうが6校が実施をしております、これが1年生で2回、2年生で2回、3年生で1回という形です。

それから、来年度からもう1種類、実施をする形がございまして、これが1校でして、これはどうしても試験の日程が、試験の側で決定されるということですので、1年で1回、2年で1回という実施形態になっております。

◎米田委員 契約業者に委託するわけで、契約はどんなになりますか、随契でプロポになるのか、指名競争か何かですか。

◎竹崎高等学校課長 これまで、随契という形でやってきましたけれども、やはり長期間の契約になってきておりますので、現在、業者をお願いをして、きちっとしたデータをこちらの要求する形で提出していただいて、それに基づいて、業者が変わったとしても継続していける形で準備を進めております、来年1年ぐらいはその準備をして、その次ぐくらいからは、競争原理が働く契約方法に変更していく予定です。

◎米田委員 議案説明のポンチ図でD3を何%にするとか、そういう目標を引き続き掲げてのテストになるわけよね。

◎竹崎高等学校課長 この生徒の学力向上という部分では、やはりそれぞれの生徒が学力面でどういう状況にあるのかを、まずしっかり把握することが必要と思っております。その上で、やはり、高等学校におきましては、一つは共通の指標で、それぞれの先生方にしっかり取り組んでいただきたいということと、高校生になってまいりますと、全国の状況などを踏まえながら、成績等、学力等を状況分析していくといったことも必要になってまいりますので、こういった目標としては、こういう形でお示しをして、取り組みを進めてまいりたいと思っております。

◎米田委員 この前の12月議会で議論しましたので、ぜひそのことも含めて検討していただきたいと思います。それと、633ページの高校生等奨学給付金扶助費は、議会でも提案のありました、高校の就学援助の制度に該当するという理解でいいですか。

◎竹崎高等学校課長 高等学校の就学支援は2種類ございまして、一つは就学支援金がございまして。これは授業料に充てるための支援でして、今おっしゃった奨学給付金は、授業料以外で、生活保護世帯の方でありますとか、非課税世帯の方々に対して支援をしようというものです。

◎米田委員 非常にいい制度ができたと思うんですけども、全体の高校生の生徒数からいえば、どれぐらいの人が該当しますか。それから、年間の金額はどれくらいでしたか。

◎竹崎高等学校課長 金額につきましては、家族構成等によって違ってまいりますけれども、1番高いもので12万7,000円ぐらいになってまいります。

割合といたしましては、高知県で給付金を受給している方が18.7%で、約2割です。

◎米田委員 これ申請方式だと思うんですけども、入学してからでいいのか、中学校のときに申し込みできるのか、そこら辺、学校側からもいろいろ言ってくれていると思うけれども、周知の方法とかはどんなにしていますか。

◎竹崎高等学校課長 周知の方法といたしましては、まず合格が決まった後、合格者登校日といったものがございますので、そういったところで周知をしていくということと、あとは、各学校において、ホーム主任等を通じて文書を配布等をして周知をしています。

申しわけございません。訂正をします。公立高等学校等におきましては、上限12万9,700円です。

◎米田委員 なら、私立はもう少しいいんですか。

◎竹崎高等学校課長 私立のほうが若干、高目になっております。

◎米田委員 中学生の保護者の方が高校へ行くのに負担感を感じていますので、中学生の方にも知らせて、周知できるような方法が大事かなと思います。高校へ進学する場合、そういう経済的な面を皆さん考えますので。

◎竹崎高等学校課長 市町村の教育委員会は、文書等を配布して周知をしているということですので、市町村教委を通じて連絡はいつているかと思えます。

◎米田委員 最後に、小中の義務の就学援助と理解したわけですけども、議会の答弁も、教育長がその制度、同様の制度がありますと言われた。ただ対象が就学援助の場合は、住民税非課税とか大体どこの市町村も1.3倍とか1.4倍なんですよ。それが生活のぎりぎりのところだと、進学できるという意味からしたら、もう少し県独自の改善も含めて、あるいは、国へもう少し改善を要請するとかすべきではないかなと思うんですけども、どのように認識されていますか。

◎竹崎高等学校課長 先ほど申し上げました金額につきましても、国への要望といったこともされておりますし、年々、増額もされている状況ですので、こちらとしても、そういった状況をしっかりと確認しながらやってまいりたいと思っております。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で高等学校課を終わります。

〈高等学校振興課〉

◎今城委員長 次に、高等学校振興課の説明を求めます。

◎高野高等学校振興課長 令和2年度当初予算について御説明しますので、お手元の資料

番号②当初予算資料の589ページ、予算総括表の高等学校振興課の欄をお願いいたします。

当課の予算は、今年度の6億7,162万5,000円から来年度は9億7,278万8,000円となり、3億116万3,000円の増額をお願いするものです。増額となりました主な理由としましては、来年度から、現在の安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合します東部地域拠点校の施設整備や、清水高等学校の高台移転の基本設計業務等に入ることに伴うものです。

次に、635ページの歳入について御説明いたします。上から3段目の12教育費補助金につきましては、高校生の短期海外留学プログラムに参加する際に、県が行う支援に対する国の補助金です。

その2段下、10教育費委託金は、室戸高等学校などが実施する文部科学省の委託事業に対する国からの委託費です。

続きまして、637ページ、歳出につきまして、1番右の説明欄に沿って説明します。2県立中学校等運営費の下、給食業務委託料は、高知国際中学校で今年度から実施しております給食の調理・配送業務を民間事業者へ委託しているものです。平成30年12月議会でお認めいただきました債務負担行為の令和2年度の現年化分です。

次の給食センター運営費負担金は、高知国際中学校の給食で使用している高知市の針木給食センターの年間運営費のうち、生徒数で案分して算出した金額を高知市に負担金として支払うものです。

次の県立学校昼食費補助金は、今年度から高知南中学校で給食の代替措置として実施しております生徒への弁当の提供に当たって、高知市の給食と同じ金額を各御家庭に負担していただいております1食当たり280円と、運業者が弁当の提供に当たって実際に必要となる費用との差額を補助金として交付するものです。

次の県立学校昼食扶助費は、先ほどの高知南中学校での弁当の提供に当たって、就学援助に準じて経済的に困窮している御家庭の児童生徒への必要な援助を実施するものです。

次の638ページ、3高校再編推進費の下、職員研修等負担金は、高知国際中学校・高等学校が国際バカロレア教育を行うために必要となる教員の研修等の受講負担金や国際バカロレア機構への年間費などです。

その下、教育振興施設整備事業費交付金は、今年度の当初予算でお認めいただいております梶原町が行う地域の教育力向上や活性化に資する施設整備を支援するもので、令和2年度の現年化分です。なお、今年度、梶原町で施設設計業務を行った結果、施設整備に要する費用が増加したことから、増額に相当する交付金額の増加について補正予算をお願いしております。

その下、高校生国際交流促進費補助金は、歳入で説明しました高校生が、県教委や学校が主催する短期海外留学プログラムへの参加に当たって、必要となる費用の一部を補助金として支援するものです。

次の4施設整備費につきまして、設計等委託料、施設整備工事請負費、公有財産購入費につきましては、後ほど議案説明で説明します。

市町村道整備交付金は、今年度4月1日に開校しました須崎総合高等学校の既存通学路となっている須崎市道の改良や、同校への通学路ともなる新たな市道の設計などに要した費用のうち、須崎市の実質負担相当額について交付金として交付するものです。

それでは、議案説明資料の青色のインデックス、教育委員会の下的高等学校振興課のインデックスを付したページをお開きください。

高等学校振興課の事業のうち、施設整備費に関する主要事業をまとめたものとなります。

令和2年度当初予算をお願いしております県立高等学校再編振興計画に基づく施設整備の取り組みとしましては、現安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校を統合します東部地域拠点校及び清水高等学校の高台移転に伴う設計業務や、施設設備等に関するものです。

資料の上段、東部地域拠点校につきましては、1施設整備に係る予算等に3つ黒丸を付しておりますとおり、昨年5月から現在の安芸桜ヶ丘高等学校の土地について、境界確定や測量調査の業務に着手しますとともに、10月にはプロポーザル方式により選定した共同企業体と契約を締結し、現在当課と統合する両校とで基本設計を進めております。令和2年度につきましては白丸のところ、繰り越しをお願いします基本設計等を速やかに完了させ、5月ごろからは実施設計に着手するとともに、実施設計と並行して、今年10月ごろには専門棟の改修工事に着手したいと考えており、この実施設計及び改修工事に要する費用を当初予算でお願いしております。

次に、資料の下側、清水高等学校の高台移転につきましては、今年度土佐清水市教育委員会、清水中学校などの協力をいただきまして、清水高等学校を加えた関係機関と当課で協議を行い、右の位置図にありますように、市内の高台にある清水中学校の南側にあります同校の職員駐車場に4階建ての本校舎を設置、本校舎におさまらない特別教室が入る2階建ての多目的教室と体育館等を近隣の民有地に設置することで計画を取りまとめました。

その下の2施設整備に係る予算等をごらんください。来年度、基本設計と地質調査に着手し、年度内に基本設計を完了させ、実施設計に着手したいと考えております。基本設計委託料、実施設計委託料、地質調査委託料及び近隣の民有地を取得するため、公有財産購入費を当初予算でお願いしております。このうち、白丸の2つ目、実施設計におきましては、令和3年度までかかりますことから、債務負担行為をあわせてお願いしております。なお、今年度予算で基本設計の委託料をお認めいただきましたが、先ほど御説明しましたように、土佐清水教育委員会を初めとします関係機関との協議に時間を要しましたことから、補正予算で減額をします。

施設整備事業につきましては以上となります。

資料②当初予算資料の640ページをお開きください。先ほど説明いたしました清水高等学校の高台移転の実施設計のうち、令和3年度分の債務負担行為となります。

なお、資料④の補正予算説明資料につきまして、清水高等学校高台移転の基本設計委託料の減額などがございますが、この項目につきましては先ほどの説明と重複いたしますので省略します。

高等学校振興課の説明は以上です。

◎**今城委員長** それでは、質疑を行います。

◎**土森委員** 清水高校の新築、高台移転は、大変すばらしいことだと思うんですが、今ある学校の校舎も耐震が終わったばかりでまだまだ使えると思うんです。その後の使い方と、上がった場合にグラウンドが中学校と共用になるんじゃないかと思うんです。中学校と高校で取り合いになるんじゃないかと思うんですが、その2点についてお願いします。

◎**高野高等学校振興課長** 現清水高校の校舎の跡地利用につきましては、土佐清水市とも協議をしながら、どういう形で使っていくかを検討していきたいです。また一部につきましては、例えば弓道場等は高台移転の予定はございませんので、そういった施設については引き続き、現状も地元の方と一緒に使っているということですので、そういう形で進めていきたいと思っております。

それからグラウンド等につきましては、今の清水中学校の上に土佐清水市のスポーツ施設がございまして、広いグラウンドもございますので、そういったところもお借りしながら、中学生と高校生と一緒に練習できる場所は一緒に練習し、それぞれのところはそれぞれ活用するといったことで進めていきたいと考えております。

◎**土森委員** トンネルの上のところですね。

◎**高野高等学校振興課長** そうです。

◎**土森委員** ぜひとも一緒に中高でもできることもクラブ活動ではあると思いますので、よろしく願いいたします。

◎**大野委員** 東部の地域拠点校の実施設計の委託料は1億8,000万円で間違いはないですか。

◎**高野高等学校振興課長** 間違いありません。

◎**大野委員** わかりました。結構するもんですね。

◎**山崎委員** きょうの説明にはなかったんですけども、いよいよ国際中学校が中学生も上がって開校の準備の大事な1年になると思うんですけども、私、9月の議会でもお願いしたんですが、本当に期待も大きいですし、来年度、どういったところに国際の準備なんか力点を置いて取り組まれるのか教えていただけたらと思います。

◎**高野高等学校振興課長** それぞれ中学校がミドルイヤーズプログラム、それから高等学校のほうでディプロマプログラムという、国際バカロレアの認定を受ける業務がございまして、今、その準備段階の候補校ということで、国際バカロレア機構からコンサルタン

トの方が、それぞれお出でいただいて、御指示も受けていますので、そのときに受けたフィードバックをしっかりと改善していくことが、まず取り組みの一番になるかと思います。

その中で、例えば学校の運営について、しっかり教員同士が話し合う場を位置づけて、定期的に行うこととか、そういったことも入っておりますので、委員が今まで御質問いただいた中で、教員がうまく育っているのかということもあつたと思いますけれども、しっかりと教員同士がミーティングをすることで、そういった部分も改善できるのではないかと、あわせてPR等も教育委員会としても、しっかり周知にも努めていきたいと考えております。

◎山崎委員 バカロレア等の対外的な準備も大変だと思いますし、一番心配するのは初めての形と言いますか、普通科が学校の中にあつて、グローバルコースがあつて、その中でDPとまた分かれて、そして中学校もあるということで、教務なんかはすさまじく大変に、授業も違うと思いますし、普通科と授業も違う、評価も違うということになってくると思いますので、ほんとにすごい難関なところに臨んでいかれることだと思います。

何度も言いましたけれども、高いお金をかけて研修に行かせていますので、実際見てきた人たちなんかの意見も吸い上げながら、最終はもちろん学校長の判断だと思うんですけども、しっかり準備を進めていただいて、期待しております。要請です。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で高等学校振興課を終わります。

〈特別支援教育課〉

◎今城委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎平石特別支援教育課 令和2年度当初予算案について御説明いたします。資料②議案説明資料、当初予算の641ページをお開きください。

まず、歳入の主なものにつきまして御説明します。中ほどの9国庫支出金ですが、6教育費負担金の右の説明欄の義務教育費国庫負担金は、特別支援学校教職員の給与に係る国庫負担金です。その下の特別支援教育就学奨励費負担金と、その下の特別支援教育就学奨励費補助金は、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、通学費、給食費、校外学習費などにつきまして、補助を行う就学奨励の制度に係る国庫負担金・補助金です。

その下、科目12番ですが、教育費補助金の教育支援体制整備事業費補助金は、特別支援教育の支援体制整備に係る国の補助金です。

10番教育費委託金の説明欄、初等中等教育等振興事業委託金は、文部科学省の指定を受けて実施する事業に係る委託金です。

642ページ、3の部分になりますが、生産物売払収入についてです。特別支援学校の職業教育実習の収入です。特別支援学校では、卒業後の自立と社会参加を見据え、職業教育を

重視しており、各学校が行う作業学習では、物品の生産から販売までを一連の学習として行っているものが多くあり、生産物売払収入はその売上げの見込み額です。

続きまして、643ページは歳出です。特別支援教育課の令和2年度当初予算総額は76億8,561万8,000円で、前年度当初予算額と比較しますと4億520万3,000円の減額となっております。主な減額の理由といたしましては、病弱特別支援学校の建築工事が一定進んだことにより、工事請負費が減少したことによるものです。

それでは、3特別支援教育費の主なものについて御説明します。4学校運営費は県立特別支援学校本校7校、分校6校の学校運営に要する光熱水費、委託料等です。

644ページ中ほどの5職業教育実習費は、特別支援学校の職業実習に要する経費です。

6学校指導費は、特別支援学校の重度障害のある児童生徒の健康管理を行うため、学校に指導医を派遣したり、修学旅行に看護師を同行させるための経費です。

7教育内容充実費は、特別支援学校において、各学校の教育課程の充実、改善に資するための教育課程研究集会等の開催や、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた事業改善、ICT機器を活用した教育支援に関する研究を推進する経費などを計上しております。また、進路指導やキャリア教育の充実のための取り組みとしまして、各学校におけるキャリアガイダンスの実施や、特別支援学校7校において、企業等への一般就労を進めるための就職アドバイザー2名の配置。特別支援学校技能検定の実施などに要する経費を計上しております。

8の就学奨励費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や給食費等就学に要する経費の一部を助成するための経費です。

9の特別支援教育推進費は、発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導の充実や、切れ目のない支援体制の整備を目指す事業に係る予算です。

なお、総務委員会資料の議案説明資料の10ページ、特別支援教育の充実についてというところで、今回の事業について一覧をまとめております。

それでは、当初予算資料の645ページをお開きください。

10の施設設備費について、県立特別支援学校再編振興計画に基づく病弱特別支援学校の校舎の建築・改修に関する工事等に係る経費です。設計等委託料は、校舎及び寄宿舍の建築・改修工事に係る監理委託料や校舎及び寄宿舍のLAN整備、グラウンド整備工事等に係る委託料。その下が校舎及び寄宿舍の建築・改修に係る工事請負費となっております。

続きまして、債務負担行為に係る調書です。646ページをお開きください。

県立学校整備事業費（病弱特別支援学校）は、新たに建築します病弱特別支援学校の建築工事の終了後に行う近隣の家屋等の損害調査のための費用です。工事終了後に着手しますが、対象世帯数が多く、一定期間を要することから、債務負担をお願いするものです。

令和2年度当初予算の説明は以上です。

続いて、令和元年度補正予算について御説明しますので、資料④議案説明書、補正予算の325ページをお開きください。

歳出に関する主なものとしたしまして、4学校運営費の国庫支出金精算返納金につきましては、過大に交付された義務教育費国庫負担金の精算返納金です。今後は再発防止に努め、チェック体制を強化してまいります。

次に、5施設整備費ですが、病弱特別支援学校寄宿舎の新築工事請負費の入札残について減額補正するものです。

次に、繰越明許費についてです。327ページをお開きください。

これは、病弱特別支援学校の移転整備に関する工事等につきまして、計画調整等に日時を要したことによるものです。

補正予算等に関する説明は以上です。以上で特別支援教育課の説明を終わります。

◎今城委員長 それでは、質疑を行います。

(なし)

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で特別支援教育課を終わります。

〈生涯学習課〉

◎今城委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎三嘴生涯学習課長 令和2年度当初予算の概要につきまして御説明いたします。資料②当初予算議案説明書の647ページをお開きください。

まず、歳入について主なものを中心に説明いたします。7分担金及び負担金は、図書館の管理運営に係る負担金です。オーテピア高知図書館で行う県市に共通する業務のうち、県立図書館が主体となって実施する企画・広報業務などに係る経費に関し、県市の費用負担割合に応じて高知市から負担金を受け入れるものです。

次に、8の使用料及び手数料は、青少年センターを初めとする青少年教育施設の使用料です。

次の9国庫支出金のうち2国庫補助金につきましては、右端の説明欄をごらんください。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、若者サポートステーション事業に充てるものです。

学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、市町村が実施する放課後子供教室や地域・学校協働本部の運営への助成などに充てるものです。

次の科目3の委託金の生涯学習振興事業委託金は、若者サポートステーションの事業に充てるものです。

648ページ、12繰入金のこうちふるさと寄附金基金繰入です。これは、こうちふるさと寄

附金基金に積み立てている、県立図書館の図書購入及び移動図書館バスの更新のためにいただいた寄附金を、図書購入費及び移動図書館バス購入費の一部に充当するため、基金から繰り入れるものです。

次の森林環境保全基金繰入は自然体験型学習事業など環境学習推進事業費に充てるものです。

14の諸収入の受託事業収入のうち、学校・家庭・地域教育支援事業収入は、早寝早起き朝ごはんなど、基本的な生活習慣の向上に関するフォーラムの開催に充てるものです。

次の生涯学習受託事業収入は、オーテピア高知図書館の図書館情報システムのサーバー更新に伴う改修や保守管理を行うに当たり、高知市の負担分を受託事業収入として受け入れるものです。

15県債は幡多青少年の家の高圧受電設備更新工事費等のほか、市町村が行う放課後児童クラブの施設整備の助成に充てるものです。

以上、当課の令和2年度歳入当初予算額は4億1,741万7,000円となっております。

次に、650ページです。歳出につきまして主な事業を中心に御説明します。

左の科目欄上から3つ目、4学校施設等整備費です。右端の説明欄をごらんください。

1 青少年教育施設整備費のうち、設計調査等委託料及び建築等工事請負費は、幡多青少年の家の高圧受電設備及び非常用自家発電機につきまして、老朽化に伴い更新しようとするものです。

651ページの科目1生涯学習費です。右端の説明欄の1生涯学習推進事業費の1つ目若者サポートステーション事業等実施委託料は、進路未定のまま中学校を卒業、または高校を中途退学した生徒やニートひきこもり傾向にある若者に対して、若者サポートステーションにおいて就学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進するものです。

次の読書ボランティア養成講座実施委託料は、地域や学校で読み聞かせを行うなど、子供たちの読書活動を支援する人材を養成するものです。

生涯学習活性化推進事業委託料は、生涯にわたって学び、学んだ成果を地域社会に生かす環境づくりに向け、新たに構築しました生涯学習ポータルサイト、学び場Searchの運営や、生涯学習に関する相談などをNPO法人に委託して行うものです。

高知みらい科学館運営費負担金は、高知市が設置運営を行います高知みらい科学館について、県内全域を対象に事業を行うことから、縣市1対1の負担割合により、県もその運営費を負担するものです。

652ページの2社会教育振興費です。社会教育振興事業費補助金は、高知県連合婦人会やPTAの連合組織など、社会教育団体に対して助成を行うものです。

次のふるさと教育推進事業費補助金は、子供たちがふるさとへの理解を深め、郷土愛を育む教育活動を行う団体へ助成を行うものです。

次に、3 学校・家庭・地域教育支援事業費です。1 つ目の放課後児童支援員認定資格研修実施委託料は、放課後児童クラブの支援員として必要な知識や技能の習得などを目的とする、認定資格研修を委託して行うものです。

次の特別支援学校放課後生活支援事業委託料は、特別支援学校の児童生徒の放課後の居場所の運営を保護者会に委託して実施するものです。

次の学び場人材バンク設置委託料は、放課後等における学びや体験活動を充実させるために、市町村や学校等の求めに応じ、人材の紹介や出前事業などを委託して行うものです。

次の地域学校協働本部事業費補助金は、地域と学校が連携協働し、地域ぐるみで子供たちの成長を支え、地域を創生する仕組みである地域学校協働本部の運営や活動に対して補助するものです。来年度公立の小中学校における地域学校協働本部の実施校数は、現在の268校から273校へと増加する予定で、実施校率は94.1%となります。

次に、放課後子ども教室推進事業費補助金から653ページの放課後児童クラブ推進事業費補助金及び放課後児童クラブ施設整備事業費補助金は、放課後における子供たちの安全・安心な居場所と多様な体験活動の機会を提供するため、留守家庭の子供の生活の場であります児童クラブと、放課後においてさまざまな体験交流活動を行う子供教室とを総合的に推進するものです。来年度の実施予定箇所数は、児童クラブが189カ所、子供教室が144カ所の予定です。

次の家庭教育支援基盤形成事業費補助金です。市町村が行う子育て講座の開催など家庭教育支援の取り組みについて補助するものです。

次の4 環境学習推進事業費、1 つ目の子ども地域学習推進事業委託料は、異年齢の子供たちが中山間地域の課題解決に主体的に取り組む体験型の地域学習を県内N P Oに委託して実施するものです。

次の自然体験型学習事業費補助金は、森林環境税を活用し、小中学校が実施する2泊3日以上宿泊体験活動を支援するものです。来年度新たにN P O法人や青少年教育団体など、民間団体が行う宿泊体験活動も支援の対象に加え、子供たちの生きる力を育む機会を充実させてまいります。

次に、5の青少年教育施設管理運営費は、県が直接運営する青少年センター及び幡多青少年の家の人件費や管理運営費、主催事業に係る経費のほか、香北青少年の家、高知青少年の家、青少年体育館、塩見記念青少年プラザの4つの施設の運営に係る指定管理委託料などです。

次に、6の図書館管理運営費です。654ページの上から3つ目、管理等委託料ですが、オーテピア高知図書館に係る施設管理等の業務に関しましては、地方自治法に基づく事務の委託により、県立図書館に係る事務の一部を高知市に委託しております。この管理委託料は、施設の維持管理に要する光熱水費や清掃などといった経費のほか、書架整理など専門

性を要しない図書館業務に要する経費などについて、高知市に委託を行うものです。

次の図書館情報システム再構築等委託料は、図書館システムに係るサーバー等を更新することに伴う、システムを改修する経費やセルフ貸出機などの機器の保守等に要する経費です。

次の移動図書館バス運転業務等委託料は、市町村立図書館や学校・公民館などを巡回し、図書の配本等を行う移動図書館バスの運行に要する経費です。

次の図書館資料電子化等委託料は、県立図書館が所蔵する貴重な郷土資料につきまして、資料をデジタル撮影しホームページでの公開用や保存用の画像データなどを作成するための経費です。

次に、冊子等作成委託料は、オーテピア高知図書館が行うイベントや取り組みなどを広く紹介するための機関誌「コトノハ」の作成や、図書館が行う課題解決サービスを漫画でわかりやすく説明するリーフレットの作成を行うための経費です。

次に、運営費負担金です。これは県市共通業務のうち、高知市民図書館が主体となって実施する窓口サービス等の業務に必要な会計年度任用職員の人件費や消耗品、通信運搬費などの経費を協定に基づきまして、県の負担分として2分の1を高知市に支出するものです。

次に、移動図書館バス購入寄附金です。昨年度に一般の方から、オーテピア高知図書館に県市合わせて1,000万円の寄附の申し出がありました。その後、寄附金の使途について相手方と協議を重ね、県市それぞれが所有する移動図書館バスを更新する費用に充てることで話がまとまりましたので、一旦、ふるさと寄附金基金に積み立てておりました1,000万円のうち、高知市の500万円について、高知市に支出するものです。

最後に、運営費です。これは県立図書館の図書購入費や、市町村立図書館等への支援に係る経費など、県立図書館が単独で実施する経費のほか、事業企画や広報業務など、県立図書館が主体となって実施する県市共通にかかる経費です。

以上、生涯学習課の令和2年度歳出当初予算額は23億1,592万9,000円で前年度当初予算比マイナス約4%となっております。なお、減額の主な内容は、青少年センター陸上競技場改修工事の完了及び高知みらい科学館等整備費負担金の終了によるものです。

次に、656ページをお願いします。これは図書館情報システム再構築等委託料におきまして、サーバー等機器OSの更新に伴う、システムの改修を行いますが、改修後令和7年度までの5年間の運用保守を委託するため、債務負担行為をお願いするものです。

以上で当初予算の説明を終わります。続きまして、令和元年度2月補正予算について御説明いたします。資料④補正予算議案説明書の329ページをお願いします。

まず、科目欄1生涯学習費の説明欄をごらんください。1学校・家庭・地域教育支援事業費の放課後子ども教室推進事業費補助金につきましては、市町村において、活動内容の

充実のために予定していた人員が確保できなかったこと等による減額です。

次の放課後児童クラブ施設整備事業費補助金は、国の待機児童解消に向けた補助率かさ上げが適用された市町村があったことに伴う減額です。

次の地域学校協働本部事業費補助金につきましては、新規に設置された本部において、初年度ということもあって、当初の見込みより活動日数が少なかったり、部活動支援や学習支援において、専門人材の確保ができたことによりまして、他の事業を活用できることになり、当該事業費に不用が生じたことなどによる減額です。

次に、2の環境学習推進事業費の自然体験型学習事業費補助金は、自然体験型学習の実施校が当初の見込みを下回ったことに伴う減額です。

続きまして、331ページの繰越明許費について御説明いたします。まず、青少年教育施設整備費です。こちらは、青少年センター球場防球フェンス設置工事監理委託料及び青少年センター球場防球フェンス設置工事につきまして、工事の計画調整に日数を要したことにより2,536万3,000円を繰り越すものです。

次の学校・家庭・地域教育支援事業費は、高知市・香美市・南国市が行います放課後児童クラブの施設整備事業に係る経費につきまして、建設用地の測量及び地盤調査に時間を要したことなどによりまして工事が遅延しましたことから、3,943万5,000円を繰り越すものです。説明は以上です。

◎**今城委員長** それでは、質疑を行います。

◎**土森委員** 地域協働本部ですが、先ほど大野委員も言っていましたけれども、そこができたばかりで、うまく活用できていると思うんです。その上にまたコミュニティースクールという話になりますので、できているところは、まだ地域・学校・協働本部でもいいと思うんですが、その辺の立ち位置は、高知県としてどうなるわけですか。コミュニティースクールまで行かなくても地域協働本部でもいけるところがあるんじゃないかなと思うんですけれども。

◎**三郷生涯学習課長** 小中学校課長からの説明もありましたとおり、コミュニティースクールが頭の部分、そこで学校がどんな子供たちをつくるかを考えていく部分ですので、そのために何をしていくか、地域の方と何をしていくかが、実際の実働部隊が協働本部となりますので、役割は違うわけですね。そういうことを小中学校課の所管でありますけれども、コミュニティースクールのあり方だとか、協働本部は協働本部で、学校長を初めとしてコーディネーター研修も行いますので、その中で、しっかりお伝えしていきたいと考えています。

◎**土森委員** 実働部隊が協働本部ですよ。形態がコミュニティースクールなんですけれども、メンバーが余り変わらないところがあるわけですね。そこはただ学校経営が入っていくだけでコミュニティースクールみたいなパターンじゃないですか。そういうところを柔

軟にできたらと思うんで、要請します。

◎桑名委員 若者サポートステーション事業ですけれども、これ大変期待をしていますし、大いに成果も上げてもらいたいんですが、今の現状とか、こういった形で行われているのか、成果も含めてお聞かせいただければと思います。

◎三嵩生涯学習課長 若者サポートステーションにつきましては、実績からいきますと、1月末で実績が出ておりまして、進路の決定者は約4割の40.1%です。

実際、新規登録につきましては、若干少なくともはなっておりますけれども、進路決定率は上がっております。

そして、サポステでの支援ですが、来年度から就職氷河期対策ということで、40歳代の方も対象にして、支援をしていくことを予定しております。これまでどおりの相談とか、アウトリーチでの相談もしておりますし、カウンセラーによる心理面談とか、職場見学・職場体験なども合わせて40代の方にもしていきたいと思っておりますし、また、なかなか就職に結びつかない方とか病気を抱えておられる方につきましては、それぞれの支援機関にしっかりつないでいく、そのようにしております。

◎桑名委員 大変期待していますし、また根気強く続けることが大事だと思いますので、お願いしたいと思います。

◎米田委員 放課後の学童保育児童クラブですが、保護者負担の利用料を減免してる市町村や子供の児童クラブの数はどんな状況ですか。

◎三嵩生涯学習課長 児童クラブの利用料の減免につきましては、市町村で決めていますので、ほとんどの市町村が全免・半免とか、何らかの減免措置をとっています。

◎米田委員 制度があって、実際にそういう制度を、例えば県が半額補助しているわけですよね。その数はわかりますか。

◎三嵩生涯学習課長 県単で利用促進事業をつくっておりますので、その中で、令和元年度の実績ですが59カ所のクラブに対して補助しております。市町村数としては9市町村になっております。

◎米田委員 今言われたけれども、189カ所あって10市町村というのが、全部がそういう制度を持っているわけではないんですよね。制度はありますか。

◎三嵩生涯学習課長 全部の市町村が県単のほうに手を上げるかというところではなく、そのまま市町村で減免をしてそれで終わりというところもございますので、一概にはちょっと申し上げられないところがあります。

◎米田委員 減免の基準とかはわかりますか。

◎三嵩生涯学習課長 多くは生活保護世帯ですとか、それに準じる世帯という、条例等に書かれています。

◎米田委員 今回の一斉休業でも、重要な役割を学童保育が果たしておられますから、今

回料金は多分減免になるかと思うけれども、広く参加ができるように、市町村の判断でしようけれどもね。そういう必要な減免制度をできるだけ支援もしながら、市町村のそういう制度をつくるように、ぜひ支援も強めていただきたいと思います。

それと、施設整備が引き続きまだ12カ所ぐらい来年度あるということで、まだまだそういう需要、まだ十分できていないエリアはあるわけですね。

◎三觜生涯学習課長 待機児童が発生しておりますので、その解消のため、新たなクラブの建設ということで、今年度、施設整備12カ所の予算要求をしております。

◎米田委員 これは国の補助の範囲ですか、補助対象外なのか含めてと。あとまだ12カ所以外に手を挙げたり、そういう動きはあるんですか。

◎三觜生涯学習課長 12カ所につきましては、創設または改築の予算でして、それとは別に、市町村からは開設したいけれどもという相談なんかも受けております。

◎米田委員 わかりました。ぜひ子供や地域の要求に応えるように支援も強めていただきたいと思います。それと、指導員の先生が会計年度任用職員に移行するわけじゃないですか。私たちは非常勤職員、あるいは言うたら公的な身分をするようにせんと、なかなか一定の専門性のある人ですから、消費者生活相談員とかそういう分野の働き方として、もう少し公的な役割を果たす処遇にしないではいけないと思っていますが、会計年度任用職員になると、なり手だとか、そのことで、生活もしながらやってみようという、後々の担い手が大変になるんでないかなと思います。現場ではどんな動きと声が上がっていますか。

◎三觜生涯学習課長 会計年度任用職員の身分の方は、公設公営のクラブのことだと思っていますが、高知市はほとんどが公設公営です。高知市以外のところは公設民営であったりしますので、一概に会計年度任用職員でどうこうはちょっとお聞きはしていません。

◎今城委員長 質疑を終わります。

以上で生涯学習課を終わります。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査については、あした金曜日に行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

◎今城委員長 それでは、以後の日程については、金曜日の10時から行いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

本日の委員会はこれにて終了いたします。

(16時40分閉会)